

## 過失による「ナーヴァス・ショック」に 対する賠償責任

早稲田大学英米判例研究会

(代表 矢頭 敏也)

はしがき

**第一** 被告の過失により発生した事故の現場に居合わなかった原告が被った「ナーヴァス・ショック」について損害賠償責任を認めた事件(マクロクリン事件貴族院判決)

一 事実関係並びに第一審及び控訴院判決

二 当事者(上訴人、被上訴人)の主張

三 争点及び判決

四 判決の要旨

(1) ウイルバーフォース判事

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

(2) エドマンドデーヴィス判事

(3) ラッセル判事

(4) スカーマン判事

(5) ブリッジ判事

**第二** 関連判例

**第三** 解説

一 本判決の論理構造

二 評釈

三 本判決の影響と残された問題点

## 四 むすび

## は し が き

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法學研究科に在學する左の諸君である。

青木亮子、赤城まり子、今井雅子、小田嶋平吾、金岡京子、久能木証、後藤隆、佐野隆、島智美、須賀淳、鈴木達次、鈴木尚子、関口剛弘、高田明、武田美智子、檀特竜王、中村信男、野田日文、福井章代、松村和彦、三浦美由起、森川功、山崎美佳子、吉田一雄、若宮葉子

本稿は、それぞれが行なつた報告及び討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、吉田、佐野の両君がマクロクリン事件の部分を、佐野君が関連判例の部分をそれぞれとりまとめたものに、主として、マクロクリン事件を論評する法律雑誌のコメントに基づく解説を佐野君が加え、最後に矢頭が全体に目を通して作成されたものである。

英米不法行為法の中のネグリジェンス法においては、「ナーヴァス・ショック」に関する事件は、「純粹な經濟的損失」に関する事件と並んで、最大の難問を抱えている分野である。ところで、不法行為類型の一つである「ネグリジェンス」

成立の第一要件である「法律上の注意義務」の存否について、イギリス貴族院のウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) は「一九七七年」Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728 において、いわゆる「二段階基準」を示した (矢頭『英米不法行為判例研究』一九八八、早稲田大学比較法研究所 (以下「矢頭・研究」と略称する。))、「序言」及び十四頁以下参照)。そして、貴族院は、一九八二年この「二段階基準」を「純粹な經濟的損失」に関する事件である Junior Books Co. Ltd. v. Veitchi Co. [1983] A. C. 520 (矢頭・研究六九頁以下) と、「ナーヴァス・ショック」に関する McLoughlin v. O'Brian [1983] A. C. 410 (以下「マクロクリン事件」と略称する。) に適用して、いずれも原告勝訴の判決を下した。「二段階基準」の出現により、注意義務の範囲が拡大され、事態は原告有利に展開して行く傾向が強くなったように思われたのである。前者の事件については既に検討を行なつて、その結果を発表した。後者の事件については、予定が少し遅れて、今回発表することになった。

本稿では、マクロクリン事件における判決のやや詳細な紹介を中心にして、この判決に至るまでの「ナーヴァス・ショック」に関する法の流れを示すいくつかの関連判例の概要を加え、最後に若干の解説を行なうことにする。

さて、右に述べられたように、「二段階基準」の適用により、注意義務の範囲が拡大される傾向が現われたように思われたのであるが、「矢頭・研究」の「序言」の中でも述べたように、イギリス貴族院は、一九八四年以降「二段階基準」の適用をしばらく込んで行く傾向を見せ始めた (Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd. [1985] A. C. 210. 矢頭・研究一〇四頁以下)。そして、一九八七年には、貴族院 (Curran v. Northern Ireland Co-ownership Housing Association Ltd. [1987] A. C. 718) 及び枢密院司法委員会 (Yuen Kun Yeu v. Attorney-General of Hong Kong [1988] A. C. 175) は、「二段階基準」はあらゆる状況において注意義務の存否決定についての妥当な指針であると考えられるべきではなく、「稀な事件」についてのみ適用されるべきである、との見解を示すに至っている (これらの判例については、次回発表する予定である)。したがって、「ナーヴァス・ショック」の事件についても、遠からず判決の流れに変化が見られることになるのではないかと思われる。今後の判例の動きに注目したいところである。

(矢頭敏也)

第一 被告の過失により発生した事故の現場に居合わさなかつた原告が被った「ナーヴァス・ショック」について損害賠償責任を認めた事件

*McLoughlin v. O'Brian and Others*

第一審 高等法院女王座部 一九七八年二月一日判決 (原告敗訴)

上訴審 控訴院 一九八〇年二月一六日判決 (上訴棄却)。[1981] 1 Q. B. 599; [1981] 2 W. L. R. 1014; [1981] 1 All E. R. 809, C. A.

最終上訴審 貴族院 一九八二年五月六日判決 (上訴認容、原告勝訴)。[1983] A. C. 410; [1982] 2 W. L. R. 982; [1982] 2 All E. R. 298; [1982] R. T. R. 209.  
一 事実関係並びに第一審及び控訴院判決

(1) 事実関係

一九七三年一月一九日午後四時頃、原告 (Mrs. Rosina McLoughlin) の夫 (Thomas) と子供達三人 (シヨージ一七才、キャスリーン七才及びシリアン間もなく三才) は、シヨージの運転するフォード車に乗車中第一被告の運転する第二被告

所有のトラックと衝突した。それはそのトラックが第三被告の運転する第四被告所有のトラックに衝突したためであった。フォード車に対する事故は被告らの過失により引き起こされたものであることは認められている。

事故の結果、原告の夫は打撲及びショックを、ジョージは頭部及び顔面に対する傷害、脳震盪、両肩甲骨骨折、打撲及び擦過傷を、キャスリーンは、脳震盪、右鎖骨骨折、打撲、擦過傷及びショックをそれぞれ被り、ジリアンはほぼ即死であった。

事故発生時、原告は事故現場から二マイルほど離れた自宅におり、午後六時頃、事故を目撃した隣人により事故を知らされ、ジョージが危篤であり、原告の夫と娘に關してはわからないと告げられた。病院に伴われた原告は、隣人の車に同乗していた原告の娘ミッシェル(二一才)にジリアンが亡くなったことを知らされ床に倒れ、また窓ごしに、顔面を切られ、泥と油で汚されて泣き叫んでいるキャスリーンを目にした。原告はジョージが絶叫するのを聞いたはずである。原告の夫は頭を抱えて座っており、シャツは脱げかけ、泥と油にまみれていて、原告を見るとすすり泣きはじめた。ジョージは左顔面及び左半身が隠されていたが原告を認識した後、気を失った。キャスリーンは身ざれいになっていたが、混乱しす

ぎて話すことができず母にしがみつけばかりであった。このような原告が目にあたりにした状況は極度に痛ましいものであり、深い悲しみや心痛の影響の域を越える影響を及ぼしうるものであった。

一九七六年、原告は激しいショックが原告の妻として及び母親としての能力に影響を及ぼす、機能低下と性格変化をもたらしたとして身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。被告は、原告の娘の死亡及び原告の家族の身体傷害に關する責任を認めているが、原告自身に対する身体傷害が被告の過失に起因することは否認している。原告が原告の主張する状態にあること、その状態は深い悲しみや心痛とは異なるショックにより引き起こされたもの、もしくはそれらに助長されたものであること、及び原告は通常の神経の持主であったことが認定されている。

(2) 第一審判決(原告敗訴)

ボアアハム判事 (Boaham J.)

当該状況において、原告が精神的ショックによって侵害を被る可能性は合理的に予見しうるものでない故、被告は原告に対して注意義務を負わない。原告上訴。

(3) 控訴院判決(上訴棄却)

(i) スティーヴンソン判事 (Stephenson L. J.)

精神的ショックによる上訴人に対する侵害の可能性は合理的に予見しうるものであり、被上訴人は上訴人に対して注意義務を負っている。しかしながら、政策的考慮(considerations of policy)により、上訴人に損害賠償は認められない。

(ii) グリフィス判事 (Griffiths L. J.)

精神的ショックによる上訴人に対する侵害は容易に予見しうるものである (readily foreseeable) が、被上訴人は上訴人に対して注意義務を負わない。注意義務はすぐそばの路上にいた人々に対してのみに限定される。

(iii) カミングブルース判事 (Cumming-Bruce L. J.)  
両裁判官の結論に同意する。

上訴人(原告)は控訴院の上訴許可を得て貴族院に上訴した。

二 当事者(上訴人、被上訴人)の主張

(1) 上訴人(原告)側の主張

ショックを理由とする責任に関する基準はショックの予見可能性である。予見可能性の争点が原告に有利に判断されれば、一応の注意義務が立証されることになる。この注意義務を覆す政策的考慮事由に基づく場合にしか原告が敗訴す

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

ることはない。(i) 予見可能性に関する限り、ショックによって生じる侵害について予見しうると思われる範囲は以前より広がっており、(ii) 公序に関しては、貴族院がロンドン対ワースリー事件 (Rondel v. Worsley [1969] 1 A. C. 191. 矢頭・研究二七三頁)でのアプローチを採用し、現状がどうあるべきかを考慮することを原告は求めているのであるから、ハンブルック対ストークス兄弟商会事件 (Hambrook v. Stokes Brothers [1925] 1 K. B. 141) の控訴院判決(後出二一七頁)が正当であったか否かを考慮する必要はない。問題は、ショックが起(こ)り(こ)る(possible)事態であったか否かではなく、平均的な人 (the man on the Chapham omnibus) の見方をとる必要がある。ショックが蓋然性のある (probable) ものである必要はなく、こじつけの可能性でない限り、可能性 (possibility) で十二分である。「ナーヴァス・ショック」に関する諸先例において裁判官は正しい基準を模索しているように思われる。そこには二つの問題があると思われる。すなわち、第一に、合理的に予見可能であったか。第二に、もし可能であったのであれば、政策上の理由で原告が敗訴すべきであるか。チャドウィック対英国鉄道公社事件判決 (Chadwick v. British Railways Board [1967] 1 W. L. R. 912) (後出二二二

眞は、いかなる原理に基づいて事の本質に適合するの否か。法はその状況を模索しつつあった。そして海外タンカー(英国)会社対モーツ埠頭・工事会社(ワゴン・マウンド号)事件(Overseas Tankship (U. K.) Ltd. v. Morts Dock and Engineering Co. Ltd. (The Wagon Mound) [1961] A. C. 388) (以下「ワゴン・マウンド号事件」と称する。)に至った。すなわち、ショックの子見可能性が基準となった。同事件以前の事件は不適切であるか、あるいは現在の裁判所は異なる見解を有しているということが出来る。同事件以後、依然予見可能性の基準は同一であろうが、法曹の有する精神医学上の知識は発達している。

「政策的考慮事由」(原告は「公序 (public policy)」でなくたくみに「政策 (policy)」と呼んでいる)の事件に関しては、ロンドン対ワースリー事件(矢頭・研究二七三頁)及びドーセツト・ヨット会社対内務省事件(Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office [1970] A. C. 1004) (矢頭・研究二二頁)参照。アンズ対ロンドン・マーティン市会事件(Annus v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728) (矢頭・研究一四頁)が示すところによれば、損害賠償金に対する一応の権利が存在する場合には、損害賠償金は、何らかの十分な反対の理由がない限り、支払われるべきである。

控訴院は、本件のショックは被告の合理的な予見の範囲に入るものであったと判示した。原告の損害賠償金を否定するなんらかの十分な政策的理由を示すべきは被告である。そのような事件は非常に稀であることは重大な考慮事由である。水門を開くことにはならないであろう(矢頭・研究九二頁参照)。

原告が貴族院にもとめていることは、新しい法を作ることではなく、精神医学の進歩および知識の点での通常の市民の進歩においつくことである。

## (2) 被上訴人(被告)側の主張

予見可能性に関する制限を伴う控訴院におけるグリフィス判事の判決を貴族院にも求める。現実世界における予見可能性の範囲を確定することの困難はすべての事件を貫いており、哲学者であれば、一度事が起こったならそれをもたらした状況の連鎖を想定することは容易であるという意味でそのことを理解するかもしれない。予見可能性の問題が不法行為が犯された時点で問われるならば、予見可能性の基準が必然的に充足されることを、この考え方が意味するわけではない。遡って(ex post facto)考察しなければならぬが、後知恵(hindsight)によって、損害は容易に予見可能とされるということが難点である。

諸先例から以下の法状況を演繹したい。注意義務が存すると認定されているのは行為及び関係が以下のような場合である。①不法行為者が不注意に行爲し、それにより相手方に直接、身体的害悪を引き起こした。②不法行為者と原告間に直接の接触がないが、それにもかかわらず原告が原告自身の安全に関して恐れを抱かせられたことが合理的であった場合（ドウリュー対ホワイト父子商会事件 *Dulieu v. White & Sons* [1901] 2 K. B. 669）（後出二二六頁）。③不法行為者と損害賠償請求者間に直接の接触がなく、かつ請求者は自身の安全に関して恐れを抱かせられたのではないが、その行為が請求者の目前または間近で起こり、他者の安全に関して恐れを抱かせられた場合。その他者が親族であるハンプルック対ストーンクス兄弟商会事件（後出二二七頁）、ホードマン対サンダースン事件 *Boardman v. Sanderson* [1964] 1 W. L. R. 1317）（後出二二二頁）及び、その他者が知人であるドウリー対キヤメル・レアド会社事件 *Dooley v. Cammell Laird & Co. Ltd.* [1951] 1 Lloyd's Rep. 271）。

④以上三点に共通の特徴は(i)切迫した危険の恐怖、(ii)事故が展開中の、その直接的結果の知覚、である。

⑤原告は事故現場にいなかったが事故の被害者救助のためおもむいて、その直接の余波 (*immediate aftermath*) に直

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

面した場合。救助者は第一に不法行為者が注意義務を負う相手方ではないが、先例によれば、不法行為者は損害発生地・ヤドウィック対英国鉄道公社事件、後出二二二頁）または発生しそうな場所（ヘインズ対ハーウッド事件 *Haynes v. Harwood* [1935] 1 K. B. 146）（矢頭・研究三九一頁）におもむき損害を被るか危険に直面する者を予見しなければならない。⑥損害賠償請求者が危険地域外にあり、事故発生後に事故を知るに至ったにすぎない場合には請求は否定されてきたバーヒル対ヤング事件 *Bourhill v. Young* [1943] A. C. 92）（後出二二八頁）。

バーヒル対ヤング事件における争点は原告と事故現場との物理的近接性に関するものであったが、本件の争点は、不法行為の遂行から時間的空間的に離れていて、現場で精神的ショックによる損害を受けなかった者に対して義務が存するか否かである。「通常」の身体傷害事件では、原告と、損害を生ぜしめる何かとの間に直接の物理的接触があるが、ナーヴァス・ショック事件ではそれがないので、責任範囲の決定に異常な困難を示す。事実問題として、本件原告の結果は合理的には予見できなかった。予見可能性の問題は、それをだれもが「真の危険 (*real risk*)」として述べることでできたか否かであり、予見されたかもしれない (*may be foreseen*) 危

険ではない(参照 Overseas Tankship (U. K.) Ltd. v. Miller Steamship Co. Pty. [1967] 1 A. C. 617)。パーヒル対ヤング事件判決(後出二一八頁)は、義務を時間的空間的に、道路またはその付近にいた者に限定するものである。本件事実審及び控訴院も、原告の請求は認められるべきでないという常識の命ずる結論に至っている。ステイーヴンズン判事はその理由の合理化に大いに苦慮したと思われる。

被告が原告に注意義務を負うとするためには、単に見聞きするのみならず、ショックに結びつくような方法テレビによるようなで認識知覚しなければならぬ。先例では、物理的近接性は常に要求されてきている。救助事件と本件との相異は、病院に行った時点で、ほとんどの危険や不確定性は去ってしまっていることである。スコットランド法では合理的予見可能性の基準の適用により正当化される責任範囲の拡張に否定的であるように思われる。

被告側主張を要約する。①一般に本件の母親の立場にある原告が悲嘆や心配の感情以外のショックで身体傷害をこうむることは真の可能性としては合理的に予見しえなかつた。②仮に予見しえたと判断されても、第一に、原告に対して被告は義務を負っていたか否か、及び第二に、仮に義務を負うものとする、義務を負う相手方の範囲及び傷害が生ぜしめ

られた状況を現在判例がみとめている以上に拡大することになってしまふという理由で義務を負わないのではないかと、という問題が残る。③(政策の点について)本上訴を認容するならば、貴族院は現在の先例以上に請求権者の範囲を拡大することに出来るが、それに反対する政策論は、義務の拡張の必要は、本件はさておき、これまではなかったとしているように思われる。さらに、いかなる知覚または伝達であれば十分なのか、惨事は同時にか数日または数週後に知られたものでよいのか、原告と現場との距離は限定されるか、提訴権者の範囲は制限されるか、等の困難が生じる。もし「予見可能性」という語に非限定的の意味を与えるならば、ひとたび事実が生じたならば遡及的にそれは予見しえたといえるかもしれないという意味でポレミス (In re Polomis and Furness, Witty & Co. Ltd. [1921] 3 K. B. 560) 型の状況に戻ってしまふ危険がある。

### (3) 上訴人(原告)側の補充主張 (reply)

貴族院が政策に基づく制限を課そうとしているならば、道徳上の義務の問題がかかわってくる。母親には(救助者と同様)現場に行く道徳上の義務があるであろう。これを単に視界あるいは音が聞こえる範囲の基準だけに、または実際に現場に行った者にだけ制限すべきではない。「余波(aftermath)」

をあまりに狭く描くべきではない。原告は余波のうちにあつた。

精神医学の証拠に関して、基準は「通常人」が予見したであろうことである。精神科医が、ある特定の場合に通常人はそのことを予見したはずがないと述べていることは重要ではない。過失に関して、通常人が損害が結果として生じるであろうことを予見するなら、損害が通常の性質のものでないことは重要でないし、その発生の正確なメカニズムも重要でない。

政策に関して、貴族院はロンドン対ワースリー事件(矢頭・研究二七三頁)におけるリード判事の基準を適用すべきである。公序の理由に基づきいかなる制限も、明らかに正当化しうるものでなければならぬ。このような基準が不法行為者に課している「決定的な重荷」に関して、これは一人のものが計り知れない請求を引き受ける型の事件ではない。保険が存在する。非常に多額な損害賠償金にはならないであろう。旅客保険 (passenger insurance) の拡大は保険料にきわだつた影響を与えなかつた。貴族院は、極めて明白な事件が示されたときに初めて立法化すべきである。適切な政策を理由とする回避の道があること、すなわち、そうしないと現行法が災厄への道をたどるのであることを立証するのは被告の責

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

任である。これは保険業者に対する他の負担との関係においてとるにたらないことである(原告はその主張を道路交通事故に限定しない)。

### 三 争点及び判決

(一) 争点  
本件原告の被つた「ナーヴァス・ショック」は、被告のネグリジェンスにより原告の家族に引き起こされた侵害の合理的に予見しうる結果であるか否か。

(ii) (i)が積極的に判断されるとして、

原告の請求を妨げる、被告の責任を制限する政策的考慮事由が存在するか否か。

### (二) 判決

争点(i)につき、積極的判断(全員一致)。  
争点(ii)につき、消極的判断(全員一致)。  
上訴認容(原告勝訴)。

(以上 吉田一雄)

### 四 判決の要旨

(1) ウイルバーフォース判事 (Lord Wilberforce)  
「ナーヴァス・ショック」という神聖化された表現を継続

して使用するが、この症状が責任の根拠として認められて以来、イギリス法、そして社会一般の理解は、いくらか前進してきた。精神と身体との関係について未知なことが何であるうと（未知の領域は既知の領域とともに広がるように思われるが）、人体への一見して識別でき、かつひどい物理的損傷は、外界の事象が感覚を通して精神に与える衝撃によって引き起こされうることを、今や医学は受け入れていた。直接の身体への衝撃が引き起こしうる障害とほとんど同一視できるものは、このようにして産み出される。ネグリジェンスを理由とする請求がなされている状況において、裁判所が仮定する通常の男女によってこのことは一般的に理解されているといっても差しつかえはない。貴族院まで裁判がもつれこんだ唯一の事件（バーヒル対ヤング事件、後出二二八頁）では、「ナーヴァス・ショック」の点での損害賠償請求はその事件の事実にもとづき棄却されたが、貴族院は、法原理としては、そのような性質の請求の正当性をはっきりと認めた。その事件及びその他の諸事件の結果として、それらが正しいと受入れられていると仮定して、次のような法状況に至っている。

求める請求は、自らに対する直接の打撃あるいは直接の身体傷害の恐怖を証明する必要はなく、なされる。ドウリユー対ホワイト父子商会判決（後出二二六頁）におけるケネディ判事（Kennedy, J.）によってなされた留保事項は、ハンブルック対ストークス兄弟商会事件（後出二二七頁）においてはサーガント判事（Sargant, L. J.）によって支持されたが、多数の是認を得るに至っておらず、更に、被上訴人がそれを再び問題にする権利を下級審において留保しているにもかかわらず、被上訴人は弁論において問題にしなかった。私は今になってそうするのは遅すぎると考える。この争点における主張は、ディロン対レグ事件（Dillon v. Legg (1968) 29 A. L. R. 3d 1316、後出二二八頁）においてカリフォルニア州の最高裁判所によって十分にそしてみごとに述べられた。

(ii) 原告は彼または彼女自身についてではなく近親者に対して引き起こされた侵害によって、あるいはそのような侵害の恐怖によって生ぜしめられた「ナーヴァス・ショック」に対する損害賠償金を得ることができる。（以下の(v)の場合は別として）今のところ、判例は原告の配偶者あるいは子供を越えるところまでは拡張していない（ハンブルック対ストークス兄弟商会事件（後出二二七頁）、ボードマン対サンダース事件（後出二二二頁）、ヒンツ対ベリー事件（Hinz v. Berry [1970]

2 Q. B. 40. 後出(二二頁) — 同判決においては里子を含む — (これらの事件においては責任は負わされた)、更にキング対フイリップス事件 (King v. Phillips [1953] 1 Q. B. 429. 後出(二一九頁) 参照。

(iii) 次項を別として、原告の近い親戚に対する侵害が原告の見たり聞いたりすることのできない範囲で起こった「ナーヴァス・ショック」による損害賠償金を原告が請求することができたという判例はイギリスにはない。ハンブルック対ストークス兄弟商会事件(後出(二七頁)では、母親が自分の目で見えたものによって引き起こされたショックと傍観者によって母親に伝えられたかもしれないものによって引き起こされたショックとの間に明確な区別がなされ、後者では責任が排除されている。

(iv) 後者の例外あるいはむしろ拡張ともいえるべきものは原告が事故について見たり聞いたりしなかったが、その直接の余波 (aftermath) にでくわしている場合に認められている。ポードマン対サンダースン事件(後出(二二頁)では、父親が子供の事故について聞こえる範囲内において、その事故の場面にでくわしそうであった。実際、彼はでくわし、そこで見たものから被害を被った。マーシャル対ライオネル・エンタープライズ会社事件 (Marshall v. Lionel Enterprises Inc.

(1972) 25 D.L.R. (3d) 141. 後出(二七頁)では、妻は、ひどく侵害を受けた夫の身体にすぐにくわした。そしてベンスン対リー事件 (Benson v. Lee [1972] V. R. 879. 後出(二五頁)では、その状況は本件にいくぶん類似していた。母親は事故現場から一〇〇ヤード離れた自宅におり、第三者から知らせを受けて、事故現場にかけつけて、そこでショックを受けた。我々裁判官はこれらの拡張に有効性を与えるかどうか判断をくださなければならぬ。

(v) 多数の人々を巻き込んだ重大な事故後すぐにやってきて、その事故に巻き込まれた人々の救助者として行動した人に対し、「ナーヴァス・ショック」を理由とする救済方法が与えられた(チャドウィック対英国鉄道公社事件、後出(二二頁)。「ショック」は、彼自身の恐怖から起こったものでも、彼の近親者を憂慮しての恐怖やひどい不安により引き起こされたものでもなかった。「救助者」事件の原則については被上訴人は何ら争っていないが、私の見解では、受け入れられるべきものである。しかし、我々が考えなければならぬのは、その原則が本件のような事例に適用できるか、できるとすればどこまでかである。

このような発展を通じて、理解されるように、裁判所は事件(と)に、コモン・ローの伝統的な方法ののっとって、論理

的必然性に基ついてすすんできた。子供を連れていたかどうかにかかわらず、ある母親が自分に対する恐怖を理由に損害賠償請求ができるならば、どういふわけで彼女が連れてくる子供を理由とする恐怖を理由とする損害賠償請求を否認されるのであろうか。もしある父親がバックする車にひかれた自分の子供を見たなら損害賠償請求ができるならば、彼が現場のすぐそばにいて子供を助けるために駆け寄る場合にはどういふわけで彼は損害賠償請求を否認されるのであろうか。妻であり母親である人が、彼女の夫や子供達が重大な事故にあつたのを目撃した場合には、損害賠償請求ができるのに対して、彼女がわざわざかり離れたところにおいて、すぐに現場へ駆けつけたのに敗訴することになるのであろうか(ペンスン対リー事件、後出二三頁参照)。もし法が、直接見聞したところに恣意的限界線を引こうとしない限り、正義のために前述(iv)に掲げられた拡大されたものの承認をこれらの議論は要求すると私は考へる。

もしも、その論理的進行の過程に従い続けるならば、なぜ本件原告もまた損害賠償請求に勝訴判決を得られないのかを理解することはむずかしいのである。彼女は事故現場に居あわせなかつた。しかし、すぐ直後に余波にでくわした。もしも約一〇〇ヤード離れたところから(ペンスン対リー事件、

後出二三頁参照)自分の家族が道端にいるのを見つけたのなら、彼女は上述した(iv)の原則に該当することになる。証拠が示すように、家族がガソリンや泥にまみれて痛みで非常に苦しんでいるという同じ状況下にある時に、彼女が救急車の中で家族に出会うのと、本件のように近くの病院で家族に出会うのとでは何か違いが生じるのであろうか。チャドウィック氏が、正常な押えられない人間の本能、そしてまったく道義的強制に従つて行動して、事故現場にかけつける場合には損害賠償金を得られるのに、母親が同じ動機のもとで行動して自分の家族をみつげうる所に行く場合には、なぜ損害賠償金を得られないのであろうか。

私は、ボードマン対サンダース事件(後出二二頁)およびヒンツ対ベリー事件(後出二三頁)に比べて苦もなく、本件においては区別をすることに賛同できなくもないが、そのように区別をすると、人々のもつ正義感に訴へることはできないであろう。原告の請求を認めることは、論理の展開の過程から認められる限界にあるかもしれないと私は考へる。しかし、事実はゆるぎなく、そして異例ではあるが、私が考へるように、まったく類似している場合には、本件は一応基準にかなう事案に類似するものと考へられるべきである。

ある事実状況から他の状況を論じ、類推により決定するこ

とは、人及びリーガル・マインドの自然な傾向である。しかし、そうするにあたって、法律家はとどまるべき決定的なラインを越えてしまったかどうかを検討しなければならぬ。本件が正にそれであると言える。控訴院裁判官が原告に対して救済を与えないと判決した際の推論は説得力がある。ステイーヴンソン判事及びグリフィス判事の両者が原告に対する「ショック」の予見可能性を認めてはいるが、少なくとも表現上は、分かれている。ステイーヴンソン判事は、被告は原告に対して注意義務を負っていたが、政策的理由のため、法は、原告に損害賠償金を与えることを思いとどまるべきであり、被告の過失によって引き起こされた事故のあった時、もしくはそれに近い時間に公道上もしくはその付近にいた人々に救済を限定すべきであると考えた。彼はイギリスの、そしてコモン・ロー諸国の裁判所がこの点でとどまってしまっていたという事実に影響された。つまり、それは商取引上の常識や実際の便宜という障壁を意味した。グリフィス判事は以下のような見解を示した。すなわち、原告に対する侵害は予見可能であつたけれども注意義務はなかつた。自動車運転者の注意義務は、これまでの先例によれば、直接的侵害を被るかもしれない路上もしくは道路近くにいた人々と財産の所有者に限定されていた。この境界線はこの点に引かれる

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

べきである。被告の責任の範囲を広げることは、ショックを被る種類の人々の利益にさえならなかつた。そうすることは、それらの人々を訴訟の不安におとし入れることにより人々の健康回復をかなり遅らせそうであるかもしれない、と。

私は、手短かに要約しただけであるこれらの議論の双方に印象づけられた。表現においては異なるけれども、結局、私の考えでは、二つの意見は、共通の原理に基づく、すなわち、究極的には、過失ある行為に対する人の責任の範囲は、政策の問題として決定されなければならない。何が法学上の正しい分析であつても、ステイーヴンソン判事のように、一つの義務はあるが、政策の問題として、その違反の結果は一定の程度で制限されるべきであつたと言ふか、また、それともグリフィス判事のように、結果が予見可能であるという事実は自動的に注意義務を負わせるものではないし、政策が反対のことを示しているという場合には、實際上、注意義務を負わせることはないと言ふべし、少しも基本的な差異をもたらない。これは「ダナヒュー対ステイーヴンソン事件判決 (Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562. 矢頭・研究一頁)」の五八〇ページで「私の行為によつてたいへん密接かつ直接的な影響を受けるために、……そのような影響を受けるものとして相当の考慮を払ふべき者」とアトキン判事 (Lord

Atkin) が隣人原則 (neighbour principle) を述べているところからとてもはっきり理解できるアプローチである。(これは子見可能性というものが、法律上の価値ないし正義の基準によれば予期されて然るべきであった人についての法の判断を伴い、かつ、その判断によって限定されなければならない、ということと言っている。子見可能性は、生じた出来事を後

知恵をもって観察している一種の仮説上の人間を含蓄するのであるが、注意義務の名宛人や行為者の責に帰しうる結果を単に明確にするだけでなく、限定するためにイギリス法によって採用された一つの公式である。子見可能性は単に事実問題に関する争点のごときものとして判断されるべくとどまるものではない。注意義務が、ある人間やある種の人々に對して負わされているという結果に帰着するといわれる時、「注意義務」がある、という言い方は結論の形成に際して、政策の考慮が入り込んだことを示している。子見可能性がそれだけで、また自動的に、注意義務に通じるものではないということは明白であると思ふ。私はアンズ対ロンドン・マートン市会事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728. 矢頭・研究十四頁) においていくつかの例をあげた。アンズ事件それ自身がその一例である。私はリード判事 (Lord Reid) がマキュー対ホランド・ハネン・

キュービッツ (スコットランド) 会社事件判決 (Mckew v. Holland & Hannen & Cubitts (Scotland) Ltd. [1969] 3 All E. R. 1621) の中で述べていることを更につけ加えることができる。

「被告は、予見しえない種類の結果に対しては責任を問われない。しかし、だからといって、思慮分別のある人間ならば予見しえたであろうすべての結果に對し、彼に責任がある、ということにはならないのである。」

さて、我々は政策上の論拠を考えなければならぬ。その場合、我々は「ナーヴァス・ショック」の事件と、そしてそれに對し損害賠償を請求する可能性とは、必ずしも公道上での事故から生じる事件に限定されるわけではない、ということに留意しなければならない。従って、得られる損害賠償金が、公道上かあるいはその付近にいる人々に限定されなければならないという準則を述べることは、ひとつの法原理それ自体ではなく、得られる損害賠償金は過失によって起きた出来事を見ることができ、その音を聞くことができることにいた人々か、あるいは少なくともそのような状況にかなり、あるいはきわめて接近している人々に限定されなければならない、というより一般的な準則のほんの一例を述べることになる。

より広く範囲を拡張することに反対する政策上の論拠は以下の四項目に分けて述べられる。

第一に、そのような拡張は、請求、おそらく詐欺的請求の激増につながり、また、アメリカでおきまりの流産といわれるものを含む、すべてとはいかないまでも多くの交通事故と労災事故による「ナーヴァス・ショック」を理由とする損害賠償請求を案出しようとする弁護士産業と精神病医産業の確立につながりかねないといってもよからう。

第二に、責任を拡張すると、被告は訴えられている過失行為と釣合を失った損害賠償金を負わされることになるので、不公平になるのではないかと主張される可能性がある。そのような被告が保険に加入している限りにおいては、多額の付加的な負担は保険業者が填補することになり、究極的には保険に加入している人々——道路使用者や雇用者——にかかってくることになるであらう。

第三に、最も直接的かつ明白な事件の範囲をこえて責任を拡張することは立証上の困難性を著しく増大させ、訴訟を引きのばす傾向をもたらすであらう。

第四に、責任の範囲を拡張するのは、念入りの調査の後に、立法府だけがなすべきだと主張される可能性がある——そして控訴院はこれに同意した。これは、ニュー・サウス・ウ

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

エールズ州とオーストラリア首都特別区 (Capital Territory) でとられた手法である。

全体の議論はプロッサー法学部長によってうまく要約されている (Prosser, *Torts*, 4th ed. 1971, p. 256)。

「精神に対する侵害が明らかに予見しうる場合ですら裁判所がこの分野に立ち入ることを嫌がること、並びに証明の諸々の困難への頻繁な言及、詐欺行為の容易さ、および、とどまりかつ境界線を引くべき場所を発見するという問題は、被侵害利益の性質および損害の類型こそが、この場合、実際の障害である、ということを示唆する。」

プロッサーがこう書いて以来、この損害の類型は、少なくともイギリスにおいては、損害賠償請求にとってはよりありふれたものとなってきたりし、またさほど損害賠償請求を妨げなくなってきたりしている。そして、上の議論のうちのいくつかは回答が可能である。詐欺的請求は、裁判所がこれを抑制しうるし、さらに、裁判所は、証拠に関する諸々の困難に対処することもできるのである。過去に生じた事件の稀れさ、および控えめな賠償額は、訴訟の氾濫の恐れが過大視されてよいというなにかしかの示唆を与えている。——その他の分野における経験が、そのような恐れが通常誇張されている、ということを示唆するのである。いくらかの訴訟の増加が現

に起こるとすれば、そのことは、眞の社会的必要性の存在を表すにすぎないかもしれない。すなわち、オーストラリアにおいて立法が必要と考えられてきている、ということとは、同様のことを示しているのかもしれない。

だが、以上のことを割り引いた上で、「ショック」は本来、広範囲の人々に影響を及ぼす可能性をもつものであるからこそ、認容されうる請求の範囲の拡張に、法がある限界を設けなければならぬという現実的必要性は依然残るものと思われる。どんな請求にも内在する三要素について考慮してみることがある。すなわち、請求を認められるべき人々の種類、その人達と事故との近接性、そして、ショックを引き起こした方法の三つである。人々の種類という点に関して、考えられる範囲は、親子または夫婦といった最も近い絆の家族から通常の傍観者に至るまでである。現行法は、前者の請求を認めているが、後者については、そのような人々は現代生活における諸災難に十分耐えようべき精神力をもっているのみならずべきであるとか、あるいは、被告に世間全体に対して賠償することを期待することはできないといった理由に基づいて、その請求を認めていない。私の意見では、この法状況は正当と認められる。そして本件は、前者の種類に該当するから、これ以上何かつけ加える必要は全くない。しかし、他

の関係のより遠い人々の事件は、きわめて注意深い検討が必要になると思われる。それらの場合の請求が絶対に認められるべきでないとはいえない。絆（親族関係のみに限らず、世話する場合も含む）が近いほど、考慮の要請は大きくなる。いずれにせよ、請求の是非は、事故現場への時間的空間的近接性、および、事故の性質等、諸々の要素を考慮に入れた上で判断されねばならない。

事故との近接性に関していうと、近接性は時間的にも空間的にも密接でなければならぬことは明らかである。結局、被告の過失の事実と結果こそが「ナーヴァス・ショック」を発生させたことが立証されねばならない。直接じかに見たあるいは聞いたことを強調することは実際のでなく、かつ不当であり、また「余波 (aftermath)」原則と呼びうるものに基づいて、ごく近くからすぐに現場に現れた人は除外されるべきでないことを経験は示しているのである。私の意見では、ベンソン対リー事件 (Benson v. Lee [1972] V. R. 879, 後出二二五頁) の結論は正しく、実際不可避のものであった。それは正当にもつぎのところに基づいていた。

「一つの連続した出来事としてこの事故を構成していくものもろもの出来事のいくつかを直接に知覚すること、そしてこれには……直接の余波……が含まれること」

チエスター対ウェーヴァリー市事件 (Chester v. Waverley Corporation (1939) 62 C. L. R. 1 後出二二四頁) (子供の死体が長きにわたる捜査の後、堀に浮いているのが発見された事件) におけるオーストラリア連邦最高裁判所の多数意見判決は、おそらく請求が認められる境界線の向う側に位置づけられるであろう(有力な反対意見におけるエヴァット判事(Evatt J.)は同じ側(認める側)に位置づけられる)が、加えて、ラッシュ判事(Lush J.)の結論が、この種の事件に適用される法における発展を示していると私は考える。

結局、「余波」事件を補強することにより、現場にすぐさまかけつけるに違いないと予想されるといわれる人——通常、親または配偶者——は、予見及び義務の範囲内にあるとみなされうる、と、「救助」事件の諸状況から類推して、私は認める。その場に居合わせていない場合には、被告に責任が負わされるべきではない状況を変更する可能性が考慮されなければならぬ。

以上の制約の範囲内においてのみ、私は、見ることに、または聞くことによる近接性の厳密な基準が裁判所により適用されるべきだと考へる。

最後に、伝達に関して言えば、第三者からの伝達により生じさせられたショックに賠償金が与えられた事件はない。ハ

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

ムブルック対ストークス兄弟商會事件(後出二七頁)において、たしかにそのような場合には責任は生じないと判決された。またこのことは疑いもなく正しい。アブラムジーク対ブレナー事件(Abramzik v. Brenner (1967) 65 D. L. R. (2d) 651 後出二二六頁)において、そう判断されている。ショックは、出来事またはその直接の余波を見ることまたは聞くことから生じなければならない。見ることは聞くことに相当する何らかのことで、たとえば、テレビ同時放送を通しての場合が十分であるか否かは考慮されなければならないかもしれない。

完全にはその概略が述べられてはいないが、そっくりそのまま個々の状況に対して常識をもって間違いなく適用されるべきである以上の指摘は、現行法が、または、コモン・ローの作用により正当になしうるような状況による拡張のみを伴う現行法かのいずれかを表わしていると私は信じる。これらは、新しい原理を導入するものではない。更にまた、私は、その法が、既に引かれた境界線の後に後退すべきであるという理由も見い出せない。私は、本件上訴について、上訴人の事件は、そのように引かれている法の境界線の範囲内にあると認める。上訴を認容する。(以上 吉田一雄)

## (2) エドモンドデーヴィス判事 (Lord Edmund-Davies)

本件における、本院の二人の裁判官の判決から生じる二つの全く異なった問題点に更に注意を払うことを必要とする。両者とも、控訴院が公序 (public policy) を引き合いに出したことに関係している。私がブリッジ判事の判決を完全に誤解してはいないのであるなら、彼は、そのような考慮を払うべきことを疑問視し、一見したところ、控訴院がそのような考慮に注意を払ったことは誤りである、と考えている。彼の判決は、責任の唯一の基準は認められた被告の過誤 (default) から生じる精神的ショックを通しての原告に対する侵害の合理的な予見可能性である、と述べていると私は解釈する。そして、そのような予見可能性が裁判官全員の得心を得たならば、法的には上訴を認容するしか控訴院には何らの道も開かれていないことになる。私はこのアプローチを受け入れることができないと述べなければならない。なるほど、逆に判示された判決は引用されなかったが、しかし、そのことは、合理的予見可能性がネグリジェンスで提起された訴えの効果の「唯一の」基準であるということにはならない。このことが認められるなら、被告は責任を免れるのにおそらく四苦八苦するであらう。

ライト判事 (Lord Wright) は公序の新しい項目が発見され

ることを認めがたいと考え (Fender v. St. John-Mildmay [1938] A.C. 1, 41)。また、ホールズベリ大法官 (Lord Halsbury L.C.) は裁判所が政策 (policy) の新しい項目を生み出しうることを否定した (Jansen v. Drieffontein Consolidated Mines Ltd. [1902] A.C. 484, 491)。私は、ブリッジ判事が採用した視点を受け入れるのに都合の悪くない立場にあったであろう。しかし、後に示すように、本院の支持を得た最近の見解は、公序は不変ではないということである。従って、私は、本件のような事件においてどこに責任の限界を引くかを明確に示すことを望むが、完全に新しい政策の項目が生起する可能性のため、政策の一つの項目を最終的なものと考え、これは残念ながらできない。

思うに、我々が言いうることは、公序を引き合いに出すことは非常に詳細な精査を必要とするということであり、被告はロンデル対ワースリー事件 (Rondel v. Worsley [1969] 1 A.C. 191, 矢頭・研究二七三頁) において実際に起こったように公序の立証責任を免かれないかもしれないということである。しかし、このことは被告の勝訴が考えられないということとを述べているのではない。その理由はノヴァ・ミンク会社対トランス・カナダ航空事件判決 (Nova Mink Ltd. v. Trans-Canada Airlines (1951) 2 D. L. R. 241, 256) におけるパン

ドナルド判事 (MacDonald J.) の次の言葉に示されている。

「伝統的な手法を用いることであいまいにされるとしても、義務の問題 (duty-problem) の決定に関係する司法上の政策及び社会的便宜の重大な要素が、常に、存在している。」

従って私は、「予見可能性の基準は不法な行為の結果に対する責任の範囲を決定する普遍的な試金石ではない。」とグリフィス判事 (Griffiths L. J.) が判示した ([1981] Q. B. 599, 618) ように、判示する。この命題を支持する先例は、数においても豊富であるし、地位も高まった。ウイルバーフォース判事はこれに関連して、マキュー対ホランド・ハネン・キュービッツ (スコットランド) 会社事件判決 (Mckew v. Holland & Hannen & Cubitts (Scotland) Ltd. [1969] 3 All E. R. 1621, 1623) におけるリード判事 (Lord Reid) の意見を引用し、アンス対ロンドン・マートン市会事件判決 (Anns v. Merton London Borough Council [1978] A. C. 728, 752; 矢頭・研究十四頁以下参照。) における彼自身の意見に言及した。私は、ヘドリー・バーン会社対ヘラー銀行事件判決 (Hedley Byrne & Co. Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A. C. 465; 矢頭・研究一八八頁以下参照。) におけるピアス判事 (Lord Pearce) が述べた次のことを思いおこすことによって、もう一例付け加

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

え結論とする。

「ネグリジェンスにおける注意義務の範囲をどれほど広く定めるかは、結局は、他人の不注意からの保護に対する社会の要請を裁判所が評価することに依存している。」

最後に、私は、スカーマン判事の以下の節を考察する。

「政策的考慮が重んじられなければならない。しかし、裁判官の目的は法原理の形成である。そして、法原理が一定の政策上の危険を伴う決定を無情にも要求する場合でさえ、裁判所の機能は、国会の判断に政策上の縮小をゆだね、法原理に従って判決を下すことである。……法原理が社会的に受け入れがたいと思われる結果へと導くなら、国会が境界線を引くため、あるいは、新しい道を示すために、立法することができる。」

そして

「それでは何故、控訴院が本件において大胆に境界線を引こうとしたように、裁判所は境界線を引くべきではないのか。それは、単に、どこに境界線を引くべきかに関する政策の問題は、裁判所が判断を下すのに適した問題ではないからである。」

と付け加えた。

これらの文言に対する私の理解は、(理由は異なるが) 同判

事は、公序は法的責任とは無関係なので公序に言及する点で控訴院は無駄足をふんだ、というブリッジ判事の結論を共有しているということである。私の判断では、「政策の問題は裁判所が判断を下すのに適していない。」という命題は、驚くほど新奇なものである。それは、本上訴に関しては、本院の審理において決して言及されなかつたほど新奇である。そして、私の判断では、それは、十分に確立された完全に受け入れるにふさわしい法に反するので、新奇なのである。

私は、私自身の発言を本院の最近の判決に限定する。ロンドン対ワースリー事件判決 (Rondel v. Worsley [1969] 1 A. C. 191) 矢頭・研究二七三頁) において、公序はバリスターが法廷における彼の行為およびそれに対する準備作業に関する過失を理由とする訴えから免責されるべきであることを要請している、と貴族院判事は全員一致で判示した。リード判事 (Lord Reid) は、

「バリスターおよび弁護人がそのような訴えに対して保護されるべきであるということが一般の利益 (public interest) であるのか。一般の利益を生起させる多数の問題と同様に、ある決定は一方では個人に対して苛酷な運命を生じさせるが、他方ではある決定は一般の利益に対する不都合を含むものである。……従って、私には問題は、法準則の

廃止がその保持を明らかに正当化しうる一般の利益に対する不都合を伴うか否かであるように思われる。」と述べている。

ドーセット・ヨット会社対内務省事件 (Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office [1970] A. C. 1004. 矢頭・研究三一頁以下参照) において、貴族院が判断を下すことを求められたのは、私法上の違法な行為に関するイギリス法が、以前には責任を伴うと裁判所によって認められていなかった種類の行為によって生じた損失を理由とする法的責任を課すために拡大されるべきか否かであった。イギリス法が拡大したという見解を表明する際、ディプロック判事 (Lord Diplock) は、「私は、我々が本上訴において関与していることは、『結局は、裁判官として、解決しなければならぬ公序の問題である』という点で『アニング記録長官判事 (Lord Denning M. R.) 』に同意する。」

と述べた。そして、不法に侵入している子供に対する占有者の義務を扱ったヘリントン対英国鉄道公社事件判決 (Herrington v. British Railways Board [1972] A. C. 877. 矢頭・研究三四〇頁) において、リード判事 (Lord Reid) は、

「法原理はその問題を解くことができる。占有者がそのような子供に対する保護手段を講じることが法により

どこまで要求されるかは、公序の問題に違いない。」と述べた。

このような先例の線に沿って、私は公序の問題は「裁判所が判断を下すのに適して『いる』と判断する。公序を引き合いに出すことは、詳細な精査を必要とする。そして、結論はその性質および存在が、法原理に承認が与えられうる以前に、そして訴訟当事者が他の場合にはその者の明白な権利であるものを適切に奪われる以前に、明確さおよび説得力をもって確立されていることはない、ということかもしれない。あるいは、結論は、依拠する公序の採用は、極めて基本的であるために立法府に委ねることが最上であるような新しい法原理の導入を含む、ということかもしれない。ロンデル事件判決（矢頭・研究二七三頁）におけるリード判事によれば「公序は不変ではない」。実際、ウインフィールドは『イギリスのコモン・ローにおける公序』（“Public Policy in the English Common Law” (1928) 42 Harvard L. R. 76)において、公序を「必然的に変化しうる」と記し、賢明にも以下のように付け加えた。

「この可変性は……法理論体系における一石であり、それに投じられるミサイルではない。公序は、この可変性がなければ、ほとんど役に立たないであろう。文明化の進展

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

とある時期において公序を確定することの困難さが、この可変性を必須なものとする。……どのようにして公序は立証されるのか。公序は非常に変化しうるものであり、ある時期における社会の福祉に左右されるなら、どのようにして裁判所は公序を確定すべきか。ある裁判官は、このことの困難さは非常に大きいので、立法府によってより良く解決されるであろうと考え、このことを、裁判所が公序に干渉すべきでない主たる理由とみなした。……この忠告は賢明な忠告であり、裁判官はそれを忘れてはならないであろう。しかし、ある一定の時に何が公序であるかを発見することの困難さは裁判官を公序を発見する義務から解放するものではない、ということがより良い見解であると思われる。裁判官は、公序およびそれが経験する変化に注意を払うことに束縛されており、問題が法よりも倫理の問題であるかもしれないということは重大ではない。」

本件において控訴院は、まさに公序に注意を払った。そして、私の判断では、控訴院がそうしたことはいずれも正しい。しかし、控訴院は、公序を考慮に入れなければ拒むことのできない請求であると明らかにみなされるものを、公序は退けることを要求する、と結論付けた。そのように結論付けたことで、私は、控訴院は誤ったと判断する。従って、私は上訴を認容す

る。

(3) ラッセル判事 (Lord Russell of Killowen)

控訴院のすべての裁判官は、原告に対して生じたことは、被告により、公道上での被告の過失の結果として合理的に予見可能であったと結論付けた。

この妻であり母である者に対する過失の結果の影響が、合理的に予見可能であったと判断されるならば、私は、損害賠償金に関して被告の責任を認めないことの正当化を理解できない。私は、適切な事件においては、政策を裁判所の決定において重要な役割を演じうる何らかのものともみなすことに、しりごみしない。しかし、本件においていかなる政策が、原告に対する責任を認める判決を妨げるのか。公道上での過失ある運転は、負傷あるいは死を引き起こすかもしれない、したがって、原告のような者に関連ある精神的外傷 (mental trauma) を誘発するかもしれない、過失の一形態にすぎない。原告に対する損害は公道上あるいは公道の近くにおけるものであるべきであるという政策的要請は存在しないように思われる。結局、すべての政策的考慮は、水門開放という恐怖 (矢頭・研究七五頁、九二頁) —— 暗黙の問題「次は何か」—— に根差しているように思われる。—— 私は、この恐怖に

影響を受けない。—— 原告に対してなされた合理的に予見可能な損害に対する適正な補償を原告から奪うほど十分ではない。被害者あるいは死者に対する原告の関係、あるいは、他の事情を考慮することで、提示される「次は何か」という問題にあらかじめ答えようとすることで、原告から補償を奪うことを正当化するとは考えない。仮定の事例に対してあらかじめ解答や指針を用意することは、利益よりも害のほうが大きい。

(4) スカーマン判事 (Lord Scarman)

私は、この分野の法に対するブリッジ判事 (Lord Bridge) のアプローチおよび彼が到達した結論を受け入れる。しかし、私もまた控訴院が抱いた懸念を共有している。しかしながら、私は、控訴院とは異なり、この法分野の発展に対して必要がある場合に限界を画するのは裁判所ではなく立法府である、ということを確認している。

本上訴は、我が国の法における裁判所と立法府の機能の間のバランスについての問題を直接的に生起させる。エクイティを含めて判例法は、制定法がカバーしていないすべてをカバーする。判例法は空白を知らない。すなわち、遺漏事項 (casus omissus) は存在しえない。裁判所の機能は、裁判

所が下す決定が法原理の拡張あるいは適合を必要とするかもしれないとしても、また、ある場合には、正義に適用するために新しい法を創出するかもしれないとしても、裁判所に持ち込まれた事件に判決を下すことである。しかし、裁判所がいかなることを決定しようとするにせよ、裁判所は、既存の法原理の基本線から出発し、すでに承認されている法原理と一致するか、あるいは、それに類似する解決策を求める。

判例法の際立った特徴は、この裁判所による法原理の発展および形成である。政策的考慮が重じられなければならない。しかし、裁判官の目的は法原理の形成である。そして、法原理が一定の政策上の危険を伴う決定を無情にも要求する場合でさえ、裁判所の機能は、国会の判断に政策上の縮小をゆだね、法原理に従って判決を下すことである。この点に、我が国憲法における二つの法定立制度の真の役割が存している。法原理に集中することで裁判官は、判例法が生きた状態で、柔軟で、首尾一貫した状態であることを保つことができ、法制度を政策の問題から切り離し続けることができる。政策の問題は、裁判官や裁判上の過程が取り扱うべき任務ではない。法原理が社会的に受け入れがたいと思われる結果へと導くなら、国会が、境界線を引くため、あるいは、新しい道を示すために、立法することができる。

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

判例法にとっての真の危険は、新しい状況や新しい知識をカバーするために判例法が動揺することではなく、裁判上の保守的なアプローチによって判例法が静止することである。一九六六年の貴族院における裁判事務声明・司法的先例 (Practice Statement: Judicial Precedent [1966] 1 W. L. R. 1234) 以来、そのようなことが起こる可能性は少なくなったが、もしそのようなことが起こるなら、法が現代の社会問題を考慮することと関係がなくなる危険が生じるであろう。正義が打ち負かされるであろう。しかしながら、判例法は、この破局を諸世代の裁判官により判例法に与えられた柔軟性により回避した。もちろん、柔軟性は、法に不確実性および本件において控訴院に影響を与えた「水門」の危険（矢頭、研究七五頁、九二頁）を持ち込む。

確実さの重要性和「水門」の危険の大きさは、法の各分野によって異なる。商取引に対する法のアプローチにおける法に要求されることは、身体傷害を理由とする不法行為責任の問題に適切なアプローチとは大いに異なる。法のある部門、特に今考察している部門では、確実さを求めることは、法が正義を追求することを妨げうるし、善の敵となりうる。

本件は好例である。確実さはウィクトリア鉄道事件判決（後出二一五頁参照）によって示されたように法を放置すれば、あ

るいは、ドウリユー事件判決(後出二一六頁参照)において引かれた線を保持することで、あるいは、ヒンツ事件判決(後出二二二頁参照)においてデニング記録長官判事が「確定した法〔settled law〕」すなわち「損害賠償金は、事故を目撃することで、少くとも近親者に対して生じた精神的ショックを理由として、与えられうる」とみなしたものに、法を限定することで、達成しえたであらう。

しかし、それぞれの画期的な出来事の段階で判例法の法原理は、医学の発展した状況を考えに入れ、裁判官に合図を示した。オーストラリア連邦最高裁判所のチェスター事件判決(後出二二四頁参照)におけるエヴァット判事の少数意見、カリフォルニア州のティロン事件判決(後出二二八頁参照)におけるトブリナー判事の多数意見、そして、本件のブリッジ判事によって明らかにされたように、判例法の法原理は裁判官が「合理的予見可能性」の論理に従うことを要求し、適切な状況においては、空間的、物理的、あるいは、時間的な制限に束縛されずに、このような基準を適用する。合理的予見可能性の基準が適用されるべき場合には、空間、時間、距離、被った侵害の性質、及び、事故の直接の犠牲者に対する原告の関係は、重視されるべき要因ではあるが、法的限界ではない。

しかし、私は本件の結論が社会的に望ましいとは決して確信していない。「水門」論は誇張されているかもしれない。時間のみが解答を与えるであらう。しかし「ナーヴァス・ショック」を理由とする損害賠償金が、事故を見聞することなしに、あるいは、直接の余波に居合わせることなしに、事故の結果精神的ショックを被った親及び子供以外の者にも与えられるとするならば、私は社会的、財政的な問題を予見する。ニュー・サウス・ウェールズ州およびオーストラリア首都特別区(Capital Territories)において制定されたような、立法府にとつての強力な事例が存在すると私は思う。

それでは何故、控訴院が本件において大胆に境界線を引こうとしたように、裁判所は境界線を引くべきではないのか。それは、単に、どこに境界線を引くべきかに関する政策の問題は、裁判所の判断になじまない問題であるからである。この問題は、社会的、経済的、財政的政策の問題である。決定を下すのに関連ある考慮事由は、裁判所の手続の範囲内で扱うことのできるものではない。(以上 佐野 隆)

(5) ブリッジ判事 (Lord Bridge of Harwich)

本件は、過失によりAを殺したかまたは身体傷害を加えた不法行為者の、Aの死亡または身体傷害から生じる精神的疾

患を理由として、Bに損害賠償金を支払う責任に関して、これまでで貴族院に到達したわずか二件目の事件である。前回の事件は、バーヒル対ヤング事件(後出二八頁)であった。すべての関連するイギリスの先例と数多くの英連邦(Commonwealth)の先例とカリフォルニア州最高裁判所の一つの重要な判決を通して議論された後に、私に残された印象は、イギリス法のこの領域はすべて再検討する必要に迫られている、というものである。

この問題の基本的な困難は、それが提起する諸問題に対する決定的な答が、精神医学という難しい分野にあるという事実から生じる。コモン・ローは、愛する者が殺されるかまたは身体傷害を加えられるときに正常な人のすべてが経験する感情面の苦痛を理由としては、損害賠償金は全く与えていない。不安や憂うつは、通常の人間らしい感情である。しかし、不安神経症や反応性抑うつは、心身相関の症状の有無にかかわらず、確認できる精神病でありうる。従って、問題となっている種類の損害賠償金を請求している原告が乗り越えなければならぬ第一の障害は、彼が単なる悲しみや苦痛やその他の通常の感情だけでなく、明白な精神病を患っていることを立証することである。それは本件では問題になってはいない。次に原告は、自身の精神病と被告の過失によって

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

もたらされた一人もしくはそれ以上の第三者の死亡もしくは傷害の間の事実的必然的因果関係の連鎖を立証しなければならぬ。ここでもまた、このことは本件において争いはない。しかし、事実的因果関係が問題になっている場合には、それは精神病医の証拠にもとづいて裁判官が判断しなければならぬことは疑いない。そこで、ここに非常に重要な問題が生じる。被告がある者を殺害もしくは身体に傷害を与えるに際して、被告の過失によって原告の精神病が引き起こされたという事実があるならば、一つの出来事からもう一つの出来事への因果関係の連鎖が、起こったことすべてに照らして、「合理人」により「合理的に予見可能」であると過去に遡って(ex post facto)考えられるか。少し考えると、この問いに対する答は、仮定された合理人に、精神医学における原因と結果の作用に関するどのような知識を帰せしめるべきかに左右されるといえることが理解されよう。少なくとも理論的には二つのアプローチが可能である。まず第一は、裁判官が、特定の原因が特定の結果を生み出す可能性の程度に関する、精神病医の証拠を受容し、それに被告の注意義務の判断基準として、合理的予見可能性という適切な法的基準を適用すべきであるというものである。第二は、裁判官が、精神医学における原因と結果の作用についての自分自身の考えを、

教養ある素人のそれをかなり代表するものとして信頼し、自らを合理人とみなして、原因と結果の証明された連鎖が合理的に予見しうるものであるか否かについて、第一次的事実から、自らの見解を形成すべきであるというものである。原則的には、第一のアプローチに関して述べられるべき多くのことがあると私は考える。いかなる与えられた一連の諸状況においても、予見可能性は究極的には事実問題である。もしも、ネグリジエンスを理由とする請求の成否が、一台の複雑な機械における欠陥が侵害の原因であると予見されたか否かにかかっているとすれば、裁判官はその問題に、技師の専門家証拠を基礎として判断を下すであろうと私は理解する。しかし、先例は精神病の予見可能性に関して、このアプローチを支持していない。我々が言及してきたすべての判決において、原告の「ナーヴアス・ショック」(法律家が古風にもそう呼ぶことに固執しているのだが)は、いかなる与えられた諸状況においても、被告が注意義務を負っていた人々の範囲内に原告を含めるために、過失があったとして依拠されている被告の行為または不行為の十分に予見されうる結果であったか否かを決定することは、裁判官自身の権限内にあると裁判官たちは主張してきた。この慣行から離れて、この分野における予見しうる因果関係の問題、したがってまた被告の義

務の範囲をそれぞれの事件において提示される専門家証拠に照らして決せられる事実問題として取り扱うことは、貴族院の一九六六年裁判事務声明・司法的先例 (Practice Statement: *Judicial Precedent* [1966] 1 W. L. R. 1234) 以降であるとしても、法上の大きすぎる改革であり、適切に権限内にあるとみなすことはできないことは疑いない。更に精神医学は厳密な科学からは程遠く、その実務家の見解は大幅に異なるのである。他の分野におけると同様、この分野においても正義の要請に合致するような確実性を有する尺度を法が完成することが望ましいことは明らかである。いかなる与えられた諸状況においても、仮に被告の過失の結果としうる第三者の死亡もしくは傷害、または実際そのような死亡もしくは傷害の脅威の結果生じる心的外傷は、原告の精神的疾患または心身症の、事実上現実の原因であるのみならず、法律上も予見しうる原因であったか否かを決定するため用いうる最良の尺度はおそらく有識の裁判官の意見の一致であると思われる。しかし、私が右の言葉の中で強調しようとした語は「有識の」である。今まで非常に長期にわたって、若い世代の裁判官は、精神医学と精神病医を敵意でないとしても疑いの目で見てきた。今やそのような態度は全く消え失せてしまったと、私はあえて期待するのである。身体的損傷が、器官に

対してだけでなく精神に対する障害をも引き起こしうることを、近年、身体傷害を理由とする請求の審理にある程度の期間を費やしてきた裁判官なら疑わないであろう。後者による患者の苦痛は、前者による苦痛にまさるとも劣らず現実のものであり、しばしば苦痛と無力化を伴う。同様に、法曹は重大な心的外傷が身体的外傷のように、広範囲の状況において、そして異常な心理的性質を持つているとみることが誤りであるような広範囲の人々に精神的疾患を容易に引き起こしうることを十分に理解していると私は思うのである。これらの考え方が裁判所によって一般に受け入れられるようになったのは、比較的最近である。過失ある被告によって純粹な精神的疾患が引き起こされる、確かに少数だが重要な部類の原告に対して、正義を行うことができるのは、発展するネグリジェンス法において、これらの考え方を実施することによってのみである。

本件において上訴人の病気が被上訴人の過失の予見される結果ではないという事実審裁判官の結論は、彼が先例によって余儀なくそうさせられたと感じるのも無理はないものであったと考えざるを得ない。先例に拘束されず、(ステイヴンソン判事の言葉にあるように)「精神的疾患について発達した知識により啓発された」目をもって事実合理的な予

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(失頭)

見可能性の通常の基準をあてはめると、どんな裁判官も、私が理解しているところでは、我々本法廷の貴族院裁判官全員が同意している、控訴院の三人の裁判官全員と見解を同じくしなければならぬであろうと思う。その見解とは、グリフィス判事の次の言葉である。

「そのような経験にさらされた、かなりの数の母親は事件のショックで健康を損ね、病気になるであろうことは容易に予見しうる。」

そこで、我々裁判官が判断を下すべき問題は、政策の問題として、法は、その過失ある行為あるいは不行為が、原告の精神的疾患の、現実かつ予見可能な原因であった被告に責任をのがれさせる線を引くべきか否か、もし引くべきなら、どこにその線を引くべきか、ということである。このように問題を提示するにあたって、私はもちろん、被告が原告に注意義務を負っているかどうかの問題を前もって判断するものとして「過失ある (negligent)」という言葉を使わないで、そのような注意義務の普通なうけ入れられる判断基準を意味するものとして「予見可能な (foreseeably)」という言葉を用いている。

その問題に答えることを試みる前に、先例によって描かれたようなこの主題の歴史的発展を考慮すること、とりわけ、

その発展の三特徴に注目することは有益である。第一に継続的な試みが、それ以上責任を拡大すべきでない境界線を引くためになされ、それのおのがやがて当然の成行きとして順次放棄されなければならないものであった。第二に、このような境界線を引くための表面的な正当化は、もっと以前の判決の中で何と表現されていたとしても、我々が今、合理的な予見可能性の基準と述べるべきである、被告の注意義務の現在の基準に関連させられてきている。しかし、第三に、政策的考慮事由がいずれかの判決にも影響を与えたと考えられる限り、政策的考慮事由は、選ばれた境界線をこえることが、際限なく、かつほとんど利益のない請求のために水門を開くことになるという不安から発したもののように思われる。

たぶん三つの特徴のすべての最も鮮明な実例は、一連の判例の中の最初の事件である、*ヴィクトリア鉄道対カルタス事件* (*Victorian Railways Commissioners v. Coultas*, (1888) 13 App. Cas. 222. 後出(一五頁)) における枢密院判決である。原告は妊婦であり、列車が近づいている時に被告側の踏切番の過失により線路を渡ることを可能にされた馬車の乗客であった。馬車はちょうど列車が来る前に横断し、すんでのところでは衝突を免れた。原告は非常に驚いたので、「強度の精神的ショック」と述べられているショックを受けた。彼女は氣

を失い、そしてその結果、流産した。彼女は下級審において損害賠償請求訴訟に勝訴した。枢密院は被告側の上訴を認容する判決を言渡し、その中でクーチ判事(Sir Richard Couch)は次のように述べている。

「原告であるその女性の証拠によれば、彼女の恐怖は、列車が近付いて来るのを見て、その列車にひき殺されてしまつのではないかと思ひ込んだ結果生じたものであった。何らの身体的な傷害をも現実には伴っていないが、神経ないし精神的ショックを引き起こしたに過ぎない単なる突然の恐怖から生じた損害は、このような状況下では、本院が考えているように、事物の通常の経過において、踏切番の過失によって生じた結果であるとは考えない。もし、損害がその結果であると考えられると判断されるなら、過失に基づく責任がこれまで判示されてきたよりもはるかに広い範囲まで拡張されることになるであろうと本院には思えるであろう。そうとすれば、本件のような事件に限らず、過失によって生じた事故が、ある人に強度の精神的ショックを与えた事件のすべてにおいて、精神的な侵害を理由とする損害賠償請求が行われることになるであろう。身体的傷害が申し立てられる事件において、現在頻繁に存在している、それらが過失ある行為により生じたものである

か否かを決定することの困難がますます増大していくことになるであろうし、また、予想される請求のための広範な分野が開かれることにもなるのである。」

二つのアイルランドの裁判所はこの判決に従わなかった。すなわち、ベル対アイルランド大北部鉄道会社事件 (Bell v. Great Northern Railway Co. of Ireland (1890) 26 L. R. Ir. 428) 及び、その前のバーン対アイルランド大南西鉄道会社事件 (Byrne v. Great Southern and Western Railway Company of Ireland 判例集未登載) である。次のイギリスの事件は右のアイルランドの裁判所の手本に従った。これはドウリュー対ホワイト父子商会事件 (後出二一六頁) であった。その事件は先決の法律問題に関して議論された。その原告も、また妊婦であったが、被告の荷馬車が不注意にも酒場に飛び込んできたときに、カウンターのうしろにいた原告は精神的ショックを受けたと主張した。ケネディ判事は、原告勝訴の合議法廷の主判決を下した。現在検討中である種類の医学の問題への裁判所のアプローチに関して、過去八十年間に我々がどのくらい進んだかということを示すだけにしても、彼の判決の中心となる一節を引用することは価値がある。彼は次のように言った。

「私としては、重い身体上の疾病を引き起こす精神的シ

過失による「ナーヴアス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

ョックは、実際に身体的傷害を伴わないということが、そしてそれは生きている人の中に、その時に傷害をみつけることは不可能であるかもしれないし、少なくとも困難であるかもしれないにもかかわらず、科学的に真実であるとは考えたくないのである。私は、外科医や生理学者が、精神的ショックが、それ自体身体的組織を損傷する疾患であるとか、あるいはそうであるかもしれないと私達に言ったとしても驚くべきではないと思う。しかしながら、身体的傷害はショックに続いて起こり、陪審は適切かつ十分な医学上の証拠にもとづいて、その身体的傷害はショックによる直接かつ自然の結果としてショックに続いて起こるという心証をうると仮定しよう。それでは、そのショックによる損害は、法的意味において、同時発生的に生じる損害ほど接近したものではないという何らかの法的理由が存在するものであろうか。」

しかし、判決の始めの方で、ケネディ判事は、次のように述べて新たな境界線を引いた。

「心を通して作用するショックは、自己に対する直接的な身体傷害の合理的恐怖から生じるショックでなければならぬ。」

彼は、他人が殺されたのを見てショックを受けた原告が敗訴

したもつと前の判例集に登載されていない事件 (Smith v. Johnson and Co.) に言及して、右の見解を裏付けて、このよ  
うな事件について次のように述べた。

「私は自分自身、更に一步進み、そして被告が原告に侵  
害を与えるつもりはなかったばかりか、合理的または自然  
に原告に侵害を与えると予期される事は何もしなかつ  
たので、原告に対する何らかの法律上の義務違反があると  
いう証拠はなかったと判決するようすきであった。」

次に参考となるのはハンブルック対ストークス兄弟商会  
事件(後出二七頁)である。これは、原告である母親の子供  
達が坂を上り角を曲がって見えなくなった後で、坂を下って  
暴走するトラックが角を曲がって現われた。そして、結果と  
して原告である母親の子供の一人が傷害をうけたときに、子  
供の安全に対する恐怖によって「精神的ショック」をうけた  
母親が、過失によりトラックを暴走させた運転手に対して訴  
訟原因を有するものであるか否かが問題となった事件であ  
った。裁判所は多数意見で訴訟原因ありとした。バンクス判  
事 (Bankes J.) は、精神的ショックに対する被告の責任の  
限界を、その主判決においてケネディ判事が示した指針に基  
づき、維持することは不合理であることを示そうとして次の  
ように述べている。

「このトラックが暴走してきた時に、二人の母親がそれ  
ぞれ子供の手を引いてこの通りを同時に渡つてきてい  
ると仮定する。一人の母親は勇気があり、子供のためには我  
が身を顧みない。彼女は恐怖するが、しかし子供への危険  
だけを考え、自分自身のことについては全く考えない。も  
う一人の女性は臆病で、母性本能が欠けている。彼女も同  
様に恐怖するが、自分自身への損害だけを考え、子供のこ  
とは全く考えない。双方の母親の健康に、恐怖のため引き  
起こされた精神的ショックは深刻な影響を与える。この二  
つの事件の間にかなる実際の区別がなされうるであろ  
うか。法は訴訟原因を、余り立派でない母親に認め、より  
値する母親には認めないのであろうか。勇気ある母親の自  
然な感情ではなく、臆病な母親の不自然な感情を被告は合  
理的に予期すべきであったと法は言うのであろうか。私は、  
法はそうは言わないと思う。」

それにもかかわらず、サーガント判事 (Sargant J.) は、  
自らの反対意見で、本質的には次のような根拠からこの区別  
を支持しようとした。すなわち、「異常接近 (near miss)」に  
よつて原告にもたらされた彼自身への傷害の恐怖の原因と  
して生じた「ナーヴァス・ショック」は、被告の義務に關す  
る限り、直接の衝突による侵害と区別できないが、他方、他

の者に対する侵害の恐怖または目撃により引き起こされた「ナーヴァス・ショック」は、被告の予測を越えているものであり、従つて、被告の義務の範囲を越えているものである、という根拠である。

バーヒル対ヤング事件(後出二二八頁)の貴族院判決になると、言渡された判決が示すように、ハンブルック対ストークス兄弟商会事件(後出二二七頁)における裁判所の意見の相違が未解決のままであつたこと、および実際、貴族院判事達がそれを解決するつもりはなかつたということを心に留めておくことは重要である。更にまた、その事件の事実によれば、結果は確かに避けられない結論であつた。原告は、オートバイ運転者(原告の主張は、スピードを出しすぎて運転していた際の彼の過失に基づいていた。)と車との衝突の衝撃を見なかつたものの、それを聞いた時には、路面電車から降りるところであつた。そのオートバイ運転者は、原告の知らない人であつたが、死亡した。判例集には、原告が死体を見たとの指摘は何もなかつたが、死体が移動された後で、原告は路上に残された血を見た。このような状況では、今日の判事も、原告に対する「ナーヴァス・ショック」が合理的に予見できなかつたという見解に反対するとは考えられない。また私が思うに、一九四二年に受け入れられたと同様に一九八二年にお

いても受け入れられるであろう法に関する一つの見解を、ポーター判事(Lord Porter)の判決の次のような一節が表明していることには誰も異議を唱えないであらう。

「被告が、その不注意な運転に伴つて起こりそうなものとして合理的に予期すべきであつた、原告の感情面の動揺あるいはショックが、請求の根拠を構成しうるものか否かという問題は争点になつていない。あらゆる感情面の動揺あるいはショックが予見されるべきものではない。自動車その他の乗り物の運転者は、たとえ不注意であつたにせよ、よく通りを歩く通常の人なら衝突の音や他人に対する傷害の光景を含む時折路上で生じると予期されうる出来事に耐えるだけの忍耐力は十分有していることを前提とすることができるのであり、通常の冷静さを有しない人に対しては過失があるとはみられるべきではない。」

ハンブルック対ストークス兄弟商会事件判決における意見の相違については、ラッセル判事(Lord Russell of Killowen)は、はつきりとサーガント判事の反対意見に対する賛意を表明している。サンカートン判事(Lord Thankerton)とマクミラン判事(Lord Macmillan)はそのように明言してはいないが、運転者の注意義務を、その運転の仕方から生じうる潜在的物理的危険の範囲内にある人に対するものに限定

することにより、同じ見解を支持していることを当然のこととして暗示しているように思われる。ポーター判事の判決は中立的である。ライト判事 (Lord Wright) はハンブルック対ストークス兄弟商會事件における多数意見判決にとりあえず賛同する旨表明した。彼の判決にはまた次のような、先見の明があると思われる一節が含まれている。

「今検討しているのは、責任の問題であり、そしてこのことは当該行為の領域内に入ってくる公衆に対して義務を負うか否かが問題になるとときには、一般に感受性に関する通常の標準に依拠して決すべきであると私は思う。こういうといくらか曖昧だといわれるかもしれない。なるほどそうではあるが、しかし定義付けは限定を含むものである。そして現在も広範囲に及び、いまだに發展の段階にあるネグリジェンスのような法原理において、必要以上に限定することは避けることが望ましい。それは他の場合と同様、本件において、仮定上の合理的な人間が、結果発生後に遡及的にあると思うが、その状況を見て、何を予見することが相当であるというのが問題となる。特殊な虚弱によるいかなる危険が予見すべきだとされるものの中にも含まれるのかは、あらゆる状況に左右されるが、一般的には、私は、もし医学的証拠によって、合理的に通常の状態

というものが明らかにできるのなら、それを標準とすべきであろうと思う。原告の並はずれた感受性の基準を被告が知らなければ、それにより彼は事実上保険業者のようになってしまふであろう。法律家は、固定しはつきりした境界線を引くことを好み、どこで止めるべきかを問う傾向がある。私は、それは個々の事件において陪審か判事かの良識の判断するところで止めるべきであると答えるべきであろう。しかし、私は、オーストラリア連邦最高裁判所の最も重要な事件のひとつである、チェスター対ウェーヴァリ―市事件 (後出二二四頁) に言及せずにはおられない。この事件で法廷は多数意見により、何の義務も立証されていないと判示した。エヴァット判事の反対意見は、これらの問題について考えることを求められている裁判官ならだれでもが敬意を払うべきであろう。」

私は後ほど、ライト判事がそこで言及しているエヴァット判事の反対意見に戻るつもりである。

私は、その後のイギリス控訴院の、キング対フィリップス事件 (後出二一九頁)、ボードマン対サンダース事件 (後出二二二頁) およびヒンツ対ベリー事件 (後出二二三頁) における判決を詳細に検討する必要を認めない。キング対フィリップス事件において、当時は控訴院判事であったデニング判事

(Denning L. J.) は、「バーヒル対ヤング事件(後出二一八頁)以来、ショックに対する責任の基準はショックによる傷害の予見可能性であることは疑うべくもない」と述べた。この見解は、ワゴン・マウンド号事件において賛同を得て引用された([1961] A.C. 388, 426)。しかし私は、原告が敗訴したキング対フィリップス事件は今日においては明らかに異なった判決が下されると私には思われることをつけ加えたい。一九七〇年までには、何者も「ナーヴァス・ショック」に対する責任の範囲を、被告の過失により自身が危険にさらされている人々までに限定するということを主張することはもはやできないということは明らかになっていた。従って、ヒンツ対ベリー事件において、道路の片側から、反対側でピクニックをしている家族に起こった恐ろしい事故を目撃した母親は、責任に関する争点について争われることなく、彼女にその結果発症した精神的疾患に対する損害賠償金を得た。そしてその事件は、損害賠償額に関する争点だけが控訴院に至ったのであった。デニング記録長官判事は次のように述べた。

「かつて法は、『ナーヴァス・ショック』を理由とする損害賠償はありえないと言った。しかし、過去二五年間のうちに、損害賠償は事故を目撃することにより引き起こされた『ナーヴァス・ショック』を理由として、ともかく極近

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

い身内に対して与えられることがありうるという結論に達してきている。」

もう一つの重要なイギリスの判例は、チャドウィック対英国鉄道公社事件(後出二二二頁)である。原告の夫は、九〇人の死者を出した一九五七年のルイシヤムでの恐ろしい鉄道事故の現場から二百ヤードのところに住んでいた。その夜の事故のことを聞いて、原告の夫は、すぐに事故現場におもむき、翌早朝まで一晩中その救出作業を手伝った。その夜の体験の結果、原告の夫は、患者として六カ月以上もの入院治療を必要とする急性不安神経症になった。それとは無関係な原因による夫の死後、その妻は夫の遺産管理人として、夫の精神的疾患に対する損害賠償を得た。これはウォーラー判事(Waller J.)の判決であった。その判決は上訴して争われなかったし、私の信じるところでは、誰もその判決が正当に下されたものであることを疑うことがなかった。

私は二つの英連邦の第一審判決をあげなければならない。ベンスン対リー事件(後出二二五頁)の中でヴィクトリア州第一審裁判所のラッシュ判事(Rush J.)は、息子が自宅から百ヤードの地点で事故にあったことを人から聞かされた母親(彼女自身は目撃しなかったが、事故現場におもむき、子供に付き添って救急車に乗り、病院に着いたがそこで子供は死亡

したという事件において、その母親がストレスから神経性疾患を引き起こしやすすい人間であるとの立証にもかかわらず、彼女には「ナーヴァス・ショック」を理由とする損害賠償請求権があると判示した。マーシャル対ライオネル・エンタープライズ会社事件（後出二二七頁）において、オントリオ第一審裁判所のヘインズ判事（Haines J.）は、欠陥機械のために起きた事件の直後に、重傷を負った夫の姿を見付けた妻は、その結果として彼女が被ったと主張する「ナーヴァス・ショック」を理由として、法律上、損害賠償請求権を有しない者ではないと判示した。一方、アブラムジック対ブレナー事件（後出二二六頁）において、サスカチワン州控訴院は、二人の息子が交通事故で死んだと夫に告げられて「ナーヴァス・ショック」を被った母親に損害賠償請求権はないと判示した。先に引用した一節の中で、ライト判事によって言及されているチェスター対ウェーヴァリー市事件（後出二二四頁）は、オーストラリア連邦最高裁判所の判決である。原告の七才になる息子は、外に遊びに行つたが帰宅時間になつても帰つて来なかつた。捜索がはじまり、数時間続いた。結局、原告母親の前で子供の死体が水びたしになつた溝から引上げられた。その溝は被告当局が十分に囲わないまま放置されていたものであつた。原告は「ナーヴァス・ショック」を理由とす

る損害賠償を請求した。多数意見判決は請求を棄却した。この判決は、原告の損害は、被告が溝を囲うことを怠つたことからの予見可能な結果ではないから、被告は原告に義務を負わないという理由にはつきりと基づいている。しかし、レザム裁判長（Latham C. J.）の意見は「水門」論（矢頭・研究七五頁・九二頁）の興味深い一例である。

「しかしながら、本件においては、原告は被告が原告に対して負っている義務並びにその義務違反を立証しなければならぬ。被告が原告に対して負っていると示唆されている義務は、侵害の発生ではなく、侵害の結果、すなわち子供の死体を原告が見た時に、原告が精神的ショックを引き起こさないように、原告の子供を侵害しない義務であつた。申し立てられている義務の限界を述べることはむしろ困難である。もし、被告にあると主張されている性質の義務がいやしくも存在するならば、侵害を受けた子供の母親に限定されるべきであるとは実際にはいられない。もっと広い範囲の人々に拡張されなければならない——しかし、どの範囲の人々までであろうか。他の親族あるいは、親族であるか否かによらずその他の人々にまで拡張されるべきでない理由は何もないと思われる。これが正しい法原理であるとするなら、Aが侵害されるといふ結果をもた

らす過失に有責である者は、人の容姿を損ねるか、身体傷害か、死亡かによらず、いつでもその過失の結果を覚悟した際に、精神的ショック(一時的な恐怖や苦悩と区別される)を受けるB、C、D、およびその他のすべての人々の損害に対して賠償の責を負うであろう。」

私には非常に説得力があると思われる有力な反対意見の中で、エヴァット判事は、捜索が続き、ついに母親の面前における子供の溺死体のぞつとするような発見に至って最高潮に達する間の母親の心の苦しみを鮮明に描写している。母親の精神的疾患が被告の過失による、合理的に予見可能な結果であったという彼の結論の正しさに私は少しの疑問も抱かない。同事件はニュー・サウス・ウェールズでの事件であったが、この判決は結果において、明らかに不公正なものではなかったかどうか疑わずにはいられない。つまり、その結果は、数年後にニュー・サウス・ウェールズ州立法府の介入につながり、他人の過失によって、「殺され、死亡、傷害を受け、もしくは危険にさらされた」人の親、夫または妻は、傷害もしくは危険が生じた事故とのなんらかの空間的または時間的な関係に関わりなく、「神経ないし精神的ショック」を理由とする損害賠償を得ることができるようになった。「一九四四年ニュー・サウス・ウェールズ法改正(雑規定)法(New

South Wales Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1944) 第四条一項」。

顧みれば、「ナーヴァス・ショック」を理由とする被告の責任を限界づける二本の明白な境界線が以前には存在したということを認めることができると思う。これらの限界が提議された時期に、裁判所によって理解されていた、ネグリジェンス法の状態および医学の状態の双方に照らして、それらの限界に対する何らかの合理的な正当化を進めることができた。一八八八年に「現実の身体上の傷害を伴うことなく、ただ神経ないし精神的ショックを引き起こした、全く突然の恐怖から生じた損害は、通常の事態の推移において、過失から発生した結果であると考えられるべきでない。」(ヴィクトリア鉄道対カルタス事件、後出二一五頁)と言うことは、疑いもなく、全く当たり前のことであつた。この点において、義務上のものと、因果関係のものとを問わず、その基準は、合理的予見可能性という現代の基準のかなり隔たった原型として認められうるものである。更に一九〇一年には、「合理的に、または実際上予見され」うる「ナーヴァス・ショック」に対する被告の責任を、被告の過失により自己の身体を危険にさらされた原告が被つたものに限定すること(ドウリュール対ホワイト父子商会事件、後出二二六頁)は、同様に賢明なことで

あつたと私は考へる。しかし、ハンブルック対ストークス兄弟商会事件(後出二二七頁)において多数意見によってなされたように、一度その限界線が越えられてしまつたら、被告の過失を原因として、事故が発生した場所に物理的に近接していた人に被告の義務を限定するといふことについてはいかなる論理的理由もありえない。バーヒル対ヤング事件(後出一八頁)以来の先例(本事件の下級審判決を含めてもさしつかえないと私は思うが)の混乱の多くは、ハンブルック事件判決の原則が受け入れられているにもかかわらず、ドウリュエー対ホワイト父子商会事件においてケネディ判事によって提示され、ハンブルック対ストークス兄弟商会事件におけるサーガント判事の反対意見により採用された、限定された責任原理を根拠とするものと理解される場合にだけ意味をなすバーヒル対ヤング事件における諸裁判官の傍論に對して、依然として敬意が払われていることから生じてきたものであると私には思われる。

政策の問題に戻る前に、テイロン対レック事件(後出二二八頁)におけるカリフォルニア州最高裁判所の判決を考察することが大いに有益であると私は思う。同判決以前は、カリフォルニア州の、そして明らかに合衆国の他の諸州の、この種の事件に適用される法は、「ナーヴァス・シヨック」を理由と

する損害賠償金は、「ナーヴァス・シヨック」が原告自身に對する危険の不安から生じる場合にしか与へることができない、というハンブルック対ストークス兄弟商会事件以前のイギリスの状況に追隨していたし、實際、右の見解は、わずかその五年前まではカリフォルニア州最高裁判所によって支持されていた。テイロン対レック事件における多数意見は、幼い娘が道を渡るときに車によってその娘が殺されるのを目撃したことで引き起こされた心的外傷を理由とする母親の損害賠償請求を棄却すべきだとする申立てを退ける際に、逆の見解を採用した。

同裁判所の多数意見を申し渡すに際して、トブリナー判事(Tobner)は以下のように述べた。

「被告が原告に對して義務または責任を負っているか否かを決定する際の主要な要素は、危険の予見可能性であるので、そのような要因が、すべての事件で最重要である。

これは、本質的に予見可能性とより合はされているので、このような義務または責任は、必然的に個々の事件に基づいてのみ裁定されなければならない。我々は、現状では、確固たる範疇によってあらゆる状況における被告の責任をあらかじめ決定することはできない。いかなる不変の原則によつても、未来のあらゆる状況について責任の範囲を

定めることはできない。しかしながら、本件争点のような争点の解決の助けとなるであろう指針を明確にすることはできる。我々が、最初に示すことは、我々はこのでは原告が有形的侵害を被ることになったショックを受けた事件を扱っていること、及び、我々は我々の裁定をこのような事件に限定することである。その様な事件において、被告が原告に対する侵害を合理的に予見すべきかを、あるいは別の言い方をすれば、被告が原告に対して注意義務を負うか否かを決定する際に、裁判所は、以下の要因を考慮に入れる。すなわち、①原告が、事故現場から遠く離れている者と比べてみて事故現場の近くにいたか否か。②ショックが、事故発生後に他人から事故のことを知らされることと比べてみて、知覚によりそして同時に事故を目撃することで、原告に対して、直接的な感情の衝撃から生じたか否か。③原告と犠牲者が、なんらの関係もないか、あるいは遠い関係しか存在しない場合と比べて、密接な関係があったか否か。これらの要因を評価することで、被告の予見可能性の「程度」が示される。被告が子供に影響を及ぼす事故を目撃する母親が侵害を被るであろうと予見することのほうが、被告が関係のない目撃者が侵害を被るであろうと予言することよりも、明らかに蓋然性がある。同

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（失頭）

様に、第三者が被る侵害の予見可能性の程度は、その者が事故を後になって知る場合よりも、その者が事故を同時に目撃する場合のほうがはるかに高い。被告は、事故から離れている者が、一時的な感情の反応以上のものを被るであろうことを予期するよりも、近くにおいて目撃する母親のショックが有形的な侵害を引き起こすことを予見し、そうである。これらすべての要素は、もちろん、互いに、徐々に変化する。つまり、責任を定めることは、事実関係と密接に結び付いて、それぞれの場合に左右される。裁判所は事故と損害が「合理的に」予見可能であったか否かを決定する。そのような合理的予見可能性は、一個人としての特定の被告が実際に事故及び損失そのものを予見したか否かに左右されない。つまり、それは、個々の事件の比較に基づいてすべての状況を分析して、裁判所がこのような状況のもとで通常人が何を合理的に予見すべきであったかを決定することを意図している。したがって、裁判所は、因果関係がなく予期されなかったものを排除しながら、責任の範囲を定める。本件においては、上記の要因のすべてが揃っていることは、原告が一応有利な事件を申し立てていることを示している。幼い子供の死を生じさせた過失ある運転者は、母親が離れたところにいらないこと、及び事

故を目撃することで心的外傷を受けるであろうことを合理的に予期することは確実である。プロッサー学部長がのべているように「子供が危険にさらされる場合、母親が近辺のどこかにおり、重大なショックを受けるであろうことは予見の範囲内にある (Prosser, *Torts*, p. 353. See also Harper & James, *The Law of Torts*, p. 1039).」上記の諸要因が欠けている場合、あるいはそれらのいくつかの重要性が減少している場合に、事故及び侵害が合理的に予見可能ではなく、従って、被告は原告に対して相当な注意義務を負っていないかつた、と我々が結論付けるか否かを決定することを、今は、我々は求められていない。将来の事件において裁判所は、本件において申し立てられている、我々が用いなければならぬ境界線よりもっと緻密な境界線を、事実関係に基づいて、引くであろう。」

代表少数意見は、よく知られた「水門」論の華やかな変形である。「法外な、際限なき責任の領域」というわき道にそれたとして、多数意見を酷評した[「バーク裁判官 (Burke)」。政策の問題として、法が、合理的予見可能性の基準以外のなんらかの基準を引き合いにして、精神的疾患を引き起こしたネグリジェンスに対する責任に関する判断基準を明確にすべきか否かという問題を扱う場合には、我々が、精神的疾

患の誘因となった死亡、傷害もしくは危険を引き起こした過失につき、仮説上、責を負う被告の責任の問題にのみかかっていることを思い出すのがよい。過失を犯した不法行為者の義務の範囲を狭めるために依拠しうる政策は、説得力があり、容易に理解しうる考慮事由により正当化されねばならないし、また、全くの恣意的なものではない諸要素を考慮して、責任の適切な限界を明らかにすることができなければならない。こうした要件をみだすものとして挙げられてきた多くの政策的考慮事由は、全く不適切であるように思われる。その過失により引き起こされた、合理的に予見可能な精神的疾患に対して被告が責任を負うことは、道德的責任とのつりあいがとれない、被告に圧倒的な重荷を課すことになるであろうと示唆するものは、どれにしてもいかなる理由も見出しえない。合理的予見可能性の判断基準をいかに広く解釈しようとも、この分野における勝訴の数と、それらにより引き出される損害賠償額は妥当なものとなりそうである。私は、訴訟により、精神的疾患からの回復が遅れるかもしれないというよく知られた現象を適切なものとして取り上げることとはできない。もしこれが有効な政策的考慮事由であるならば、精神的疾患は、法が認める損害の項目から完全に除かれるべきであるという結論に至るであろう。このことは、因

果關係の状況に照らして、精神的疾患を理由とする損害賠償が認められるであろう事件を限定することを正当化しえない。いくつかの先例がたまたま到達したような最も遠い地点に境界線を引こうとすることや、責任の限界を更に拡大するのは、裁判所ではなく、立法府の仕事であると述べることは、私の考えでは、コモン・ローの諸原則を変化する状況に応じ發展させ適合させるといふ裁判所の機能を、とりわけその機能が果すべき重要で、また実際必要な役割をコモン・ローが例証しているまさにその場において、根拠もなしに放棄することになるであろう。結局のところ私は、政策の問題は二つの相反する考慮事由を較量することにかかっていると信じる。一方では、もし責任の判断基準が、絶対的に、合理的予見可能性であるべきならば、このことは、まさに精神医学における因果關係の諸問題が困難と不確実性を生じさせるが故に、法に不確実性の一要素を持ち込むはずであり、また、責任に関するより正確に定められた判断基準によってならば排除されるであろう論じうる数多くの請求への道を開くはずである。私は不確実性の要素が重要な要因であると認める。しかしながら、私は、「水門」論がこれまで常にそうであったように、非常に過大視されていると信じる。他方では、合理的予見可能性に加えて、精神的疾患を理由として損害賠償

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任（矢頭）

償請求をしている原告が、関連事故を目撃しているべきこと、当該事故が発生した場所またはその近くに現在しているべきこと、その余波に出くわしているべきであり、したがって、単に事後それについて知るのと異なり、それを直接的にある程度知覚しているべきこと、当該事故の犠牲者となる特定の程度關係があるべきこと、以上を要件とすることにより責任の限界を定める——すなわち、これらの判断基準のいずれかを参考にして一線を画する——いかなる試みも、非常に專斷的な責任の限界を押し付けるはずであることは避けられないように思われる。もちろん私は、ディロン対レック事件（後出二二八）においてトブリナー判事により述べられた指針中に示された諸要因の重要性を、原告の精神的疾患の予見可能性の「程度」に関連するものとして、認める。しかし、述べられてきているような厳格な政策の諸方針のいずれによっても、いかなる不正義が生じさせられることになるかを説明するために、二つの例を上げさせていただきたい。第一に、関連事故を事後知った原告を考えてみよう。夫と子供達があるホテルに滞在していることを知っている母親の場合を採って見よう。彼女は朝刊でそのホテルが悲惨な火災の現場となったという記事を読む。彼女は当該新聞の中に、最上階で立ち往生して窓から助けを求めて手を振っている誰とも知

れぬ犠牲者たちの写真を見る。彼女はすぐ後に、彼女の家族全員が焼死したことを知る。彼女は急性の精神的疾患を患う。これらの状況において、彼女の疾患が当該火災から生じた事態の合理的に予見可能な結果であったことは否定できない。それにもかかわらず、彼女の精神的疾患の因果の連鎖における一つの重要な環が、出来事を直接に知覚することによってではなく、彼女の家族が精神、身体ともがき苦しみながら死んでいったことを想像することによつてもたらされているという理由だけで、火災についてネグリジェンスの責ある被告に対するものとしての損害賠償金を彼女に与えることを法は否定すべからうか。第二に、問題となつてゐる事故の被害者と関係のない原告を考へてみよう。厳格に適用するならば、このような者に対する責任を排除することは、チャドウィック対英国鉄道公社事件（後出二三頁）における原告の主張を破ることになつてゐたであらう。控訴院はその事件をチャドウィック氏が救助者であつたことから、特殊な範疇にあるものとして扱つた。今や、他の者を救うため自ら進んで身体にかかわる危険に身を置く救助者に対して負われた特別な義務はよく理解されており、そして混雑した往來で暴走した馬を止めようとして傷害を被つた巡査の事件であるヘインズ対ハーウッド事件（矢頭・研究三九一頁）によつ

て例証されている。しかし、レイシャム鉄道大惨事から生じたに違ひなかつた凄惨な死体の山を目撃したことが神経に及ぼす結果に關しては、原理上、チャドウィック氏のような救助者の立場と、例えば侵害を被つていなかったり、軽い怪我ですんだ列車の乗客のように、救助作業に参加せず、家に送つてもらつたための輸送機関を待つてゐる間、救助作業を否応なしに見ながら事故の後しばらくその現場にいたような単なる傍觀者の立場とを區別することは困難であるように思われる。

私は、本件はネグリジェンス法の一つの分野であつて、主題そのものが不明確で、絶えず發展してゐる場合には確実性のために、あるいは被告及び保險業者らを、疑わしい請求を時には拒絶しなければならぬという義務から免れさせるために、ダナヒュー対ステイヴンソン事件（矢頭・研究一頁）に由来する古典的なネグリジェンスの原理を適用するならば勝訴するはずである者を正当に扱ふことを否定するといふ厳格な姿勢に法を再び凍結させようとする誘惑に抵抗すべき場合である、と確信する。私は、被告の義務は合理的な予見可能性に依拠しなければならず、また、

「必然的にケース・バイ・ケースでのみ裁定されざるをえない。我々は、現状では、確固とした範疇によつて、あ

らゆる状況における被告の責任をあらかじめ決定することはできないし、また、いかなる不変の原則によっても、未来のあらゆる状況について責任の範囲を確定することはできない。」

とするデIRON対レック事件(後出二二八頁)におけるトブリナー判事に同意する。

言葉を換えて言えば、物事はどこで止まるべきかと問われたなら、私は、(バーヒル対ヤング事件(後出二二八頁)の)ライター判事とステイヴンソン判事の言葉を援用して、「個々の事件では、精神的疾患についての進歩的意識により啓発された裁判官の良識が決するところ」と答える。

法のこの分野においては、合理的な予見可能性という判断基準よりもいくらか狭い基準を参照することによって、不注意な不法行為者の責任限定を正当化するに足る政策的考慮事由があるとは思えない、という私の結論を批判するエドモンドデーヴィス判事(Lord Edmund-Davies)が、どこに責任の境界線を引くべきかについて、あるいはその限界を正当化しようとする(彼は拒絶すると思うが、「水門」論以外の)政策的考慮事由の性質について、自分の意見を表明するに至らなかったことは遺憾である。

以上のところから、私は本上訴を認容する。

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(失頭)

## 第二 関連判例

マクロクリン事件判決の中では多くの判例が引き合いに出されている。その中から、「ナーヴァス・ショック」事件に適用される法の推移を見るのに役立つと思われる、イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダの合わせて十三の判例を選んでその内容をごく簡単に要約して紹介することにした。

一 ヴィクトリア鉄道対カルタス事件(原告敗訴)〔一八八八年二月四日、イギリス枢密院司法委員会判決〕(Victorian Railways Commissioners v. Coultas (1888) 13 App. Cas. 222, P. C.)

### (1) 事実関係

原告であるカルタス夫妻が、馬車で帰宅する途中、被告鉄道会社の踏切に差し掛った。その時、遮断機は閉じていたが、被告会社の被用者である踏切番が、原告側の遮断機を開け、そして、反対側の遮断機を開けるために線路を横切った。原告は、踏切番の後を歩いて行き出口側の線路に差し掛ったと

きに、列車が近付いてくるのを見た。踏切番は原告に後退するよう指示した。しかし、馬車を御していた原告(夫)は、踏切番に出口側の遮断機を開けるように叫び、前進した。馬車は線路を横切った。走ってきた列車は、馬車の後部の直後を通過したが、馬車には接触しなかった。しかし、列車が接近してきたことよって、原告(妻)は、恐怖(fright)から、甚だしい精神的ショックを受け、病を患った。

原告は、被告を相手取って、被告の被用者の過失による身体傷害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。第一審においては、陪審は被告の被用者の過失を認め、原告勝訴の判決が下された。被告は、同判決を不服として、枢密院司法委員会上訴した。

上訴審においては、主に、衝突(impact)を伴わない単なる恐怖からのみ生じた精神的ショックを理由に損害賠償請求が可能か否かという点について争われた。

(2) 判決及びその要旨  
争点につき消極的判断。被告の上訴認容。

サー・リチャード・クーチ (Sir Richard Couch)

過失を理由として支払われる損害賠償金に関するイギリス法の準則は、損害が被告の行為の自然で合理的な結果、すなわち、その行為から事物の通常の過程で生じる結果、でな

ければならないということである。

何らの現実の有形的侵害を伴わないが、精神的ショックを起ささせる、単なる不意の恐怖から生じる損害は、踏切番の過失から、事物の通常の過程で生じる結果である、と考えることはできない。

損害が遠すぎる (too remote) か否かの問い (因果関係の有無) に対しては、肯定的に答えられるべきであり、それを根拠として、衝突の立証が必要であるということを行うまでもなく、被告勝訴の判決がなされるべきである。

二 ドウリユー対ホワイト父子商会事件(原告勝訴) [一九〇一年六月五日、イギリス高等法院王座部判決] (Dulieu v. White & Sons [1901] 2 K.B. 669)

### (1) 事実関係

原告が夫の所有するバブの中で働いていたところに、被告の被用者の過失ある運転のため被告所有の馬車がバブの中に突っ込んできた。馬車は原告にぶつかりはしなかったが、原告は傷害への恐怖のために精神的ショックを受けた。当時、妊娠していた原告は、そのショックの結果早産し、生まれた子供は白痴であった。原告は、被告を相手取って、被告の被

用者の過失を理由に、損害賠償請求訴訟を提起した。

(2) 争点

被告の過失行為と原告が被った損害との間に因果関係が存在するか否か。

(3) 判決及びその要旨

争点につき積極的判斷。原告勝訴 (Kennedy, Phillimore 兩判事。)

ケネディ判事 (Kennedy J.)

被告の被用者の過失ある馬車の運転のために、身体への直接の傷害への不安から原告に対する精神的ショックが生じたことは、自然で合理的であり、早産とそれに伴う苦痛はショックの自然で直接の結果である、と考へなければならぬ。実際に衝突が起こらなくても、恐怖が身体に影響を与える恐怖を生じさせた過失の結果が、実際に衝突が起こった場合と同様に、判定できる損害であれば、損害賠償金を請求できる。

精神的ショックである場合、ショックは自らに対する直接の身体傷害の合理的な恐怖から生じるショックでなければならぬ。

三 ハンブルック対ストークス兄弟商会事件 (原告勝訴) 「一

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

九二四年一月二日、イギリス控訴院判決 [Hambrook v. Stokes Brothers [1925] 1 K.B. 141]

(1) 事実関係

被告の被用者が、エンジンのかかっているトラックを坂の上に止めて、ブレーキをかけずにトラックから離れた。トラックは、独りでに動きだし、暴走して坂を下って行った。原告の妻は、学校に行く彼女の子供たちと共に坂を上って角の少し手前で子供たちを見送った。原告の妻が、暴走して来るトラックを見たのは、子供たちが角を曲がった後であった。その坂は幅が狭く、トラックは、坂の両側につかりながら暴走し、子供の一人に重傷を負わせ、原告の妻の居るところからさほど遠くない店に突っ込み止まった。原告の妻は、すでに角を曲がって姿が見えなくなっているが、トラックが走って来たコースから、トラックが子供たちにつかつたに違いないと思ひ、子供たちの安全に対する恐怖を強く感じた。原告の妻は、彼女自身に対する傷害ではなく彼女の子供に対する傷害の心配から精神障害の症状を示した。当時、彼女は妊娠しており、二日後に出血し、流産したと思つた。その後、容体は良くなつたが、約一か月後に悪化した。更に二週間後、手術をし、死んだ胎児を摘出した。原告の妻は、その五日後

に死亡した。原告は、一八四六年致命的事故法に基づき、原告の妻の死に対する損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審においては、ドウリユー事件判決(前出二二六頁)におけるケネディ判事の意見に従い、原告の請求は退けられた。原告は、同判決を不服とし、控訴院に上訴した。

控訴院における主な争点は、自らの安全以外に対する恐怖から生じるショックを理由とする損害賠償請求が可能であるか否か、という点にあった。

(2) 判決及びその要旨

争点につき積極的判断。原告の上訴認容。(多数意見—*Banks, Atkin* 両判事。少数意見—*Sargant* 判事。)

(i) *バンクス判事 (Banks L. J.)*

ドウリユー事件は正しく判決が下されている。しかし、ケネディ判事の、ショックは自らに対する直接の身体傷害の合理的な恐怖から生じるショックでなければならぬという限定は、すべての事件に適用される法としては、受け入れることはできない。

被告は、トラックが狭い坂を下ったら、婦人に対する直接の身体傷害の恐怖によって健康を害させる精神的ショックを婦人に与えるほど、婦人に恐怖心を抱かせるであろうことを予期すべきである。そして、そのような恐怖が、自らの安

全に対するものではなく、子供の安全に対するものであっても、相違を生じるものではない。

ショックは、他の者から告げられたことから生じるのではなく、彼女自身の五感 (*unaided senses*) で見たか、認識したことから生じるものでなければならぬ。

(ii) *アトキン判事 (Atkin L. J.)*

ドウリユー事件におけるケネディ判事の判決の中で述べられた、ショックは自らに対する直接の身体傷害の合理的な恐怖から生じるショックでなければならぬ、という制限を支持する法原則を見出すことはできない。

訴訟原因は、損害の型——すなわちショック——が予期されなかったとしても、損害を伴う身体傷害を被らせないよう合理的に注意する通常の義務違反によって生み出される。

(iii) *サーガント判事 (Sargant L. J.)*——少数意見

恐怖は、原告の妻自身の身体傷害に対する恐怖でなければならぬ。

四 *バーヒル対ヤング事件(原告敗訴)* [一九四二年八月五日、*イギリス貴族院判決*] [*Bourhill v. Young* [1943] A. C. 92 H. L. (Sc.)]

(1) 事実関係

公道上で無謀運転中のオートバイが自動車と衝突し、オートバイの運転手が即死した。原告はその時、事故現場から約四五フィート離れたところで、路面電車から降りるところであった。原告は、何が起こったのかを見ることはできなかったが、衝突の音は聞こえた。また、原告は後で路上の多量の流血を見た。原告は、彼女自身に対する直接の身体傷害の恐怖は抱かなかったが、原告は、精神的ショックを受けた。そのため、原告は、しばらくの間、自分の商売を続けることができなくなった。また、当時妊娠していた原告は、約一か月後に、死産した。原告は、オートバイ運転手の遺産に対して、死者の人格代表者を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審において、運転手は原告に対する注意義務に何ら違反していないとの判決が下された。第二審であるスコットランド民事控訴院第二部 (Second Division of the Court of Session) は、原判決を支持した。原告は、同判決を不服として、貴族院に上訴した。

(2) 判決及びその要旨

原告の上訴棄却。

(i) サンカートン判事 (Lord Thankerton)

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

公道上のオートバイ運転手の公道を利用する他の者に対する義務は、合理的な注意を払わないことで侵害するであろうと運転手が合理的に予見する者に対して、直接の衝突は生じはしないがショックによる侵害をも含む侵害の危険を回避するような合理的な注意を持って運転することである。

原告は、オートバイ運転者の過失の結果として生じる潜在的に危険な範囲の中にいなかった。従って、オートバイ運転者は、原告に対して義務を負っておらず、原告に対してネグリジエンスの責任を負わされることはない。

(ii) マクミラン判事 (Lord Macmillan)

いわゆる精神的ショックを受けることが、訴えうる不法な行為となるか否かを考慮する必要はもはやない。法は実際に生じた衝突から起こった有形的な侵害のみを認めるべきだ、という幼稚な考えは捨て去られている。今では、直接の接触なしに目または耳を通して被ったショックによる侵害を訴えることができるということは、十分に認められている。

五 キング対フィリップス事件 (原告敗訴) [一九五三年二月一六日「イギリス控訴院判決」] (King v. Phillips [1953] 1 Q. B. 429)

## (1) 事實關係

被告が所有するタクシーが、被告の被用者が後退させる際に、三輪車に乗った少年にぶつかった。少年の怪我も、三輪車の損害も大したものではなく、少年は家へ走って帰った。少年の母親は、事故現場から七〇ないし八〇ヤード離れた家の上階におり、少年の叫び声を聞き、窓から道路を見たが、少年を見付けることはできなかった。母親は、階下に降り、道路に出て行き、そこで走って帰ってきた少年と会った。母親は、聞いたこと及び見たことの結果、精神的ショックを受けた。母親は、被告を相手取って、ナーヴァス・ショックを理由に、損害賠償請求訴訟を提起した。

## (2) 判決及びその要旨

## 原告敗訴

## (i) スィングルトン判事 (Singleton L. J.)

運転者は、少年に対して義務を負っていた。しかし、運転者は、母親のことは何も知らなかった、母親は、路上に居なかつた。運転者は、母親が窓のところに居ることを知りえなかつた。母親がタクシーを見ることを、運転者が予見すべき理由は何ら存在しない。私は、母親がタクシーの下にある三輪車を見たという事実が、本件をバーヒル事件(前出二一八頁)から区別するということを理解できない。母親は、合理的

予見の範囲の外にいた。

## (ii) デニング判事 (Denning L. J.)

私は、運転者の義務が侵害の性質に従って異なるということを理解することができない。運転者は近辺のすべての者に対して負っている平明な義務のもとにある、と考えるべきである。運転者は合理的な注意を用いて運転すべきである。

注意義務がこのようなものであると考へ、それでいて、シヨックを理由とする傍観者に対する損害賠償を認めないのであれば、それは、傍観者に対して義務を負っていないからではなく、また、運転者の過失によって生じたのではないからでもなく、単に、損害を認めるには、原因と結果が離れ過ぎてゐるからである。

すべての運転者は、その者が過失ある運転をすれば、近辺のある者を侵害するかも知れないということを見ることができ、また、そう予見すべきである。運転者は、実際にその者の過失で近辺のある者に生じさせたすべての侵害に対して、それが傷害であろうとシヨックであろうと、その侵害が賠償されえないほど法的に原因と結果が離れ過ぎていない限り、賠償責任を負わなければならない。運転者が、その者の過失によって実際にシヨックによる侵害を生じさせたなら、原因と結果の遠さに基づいて損害賠償責任が免除さ

れないかぎり、運転者は侵害に対して責任を負わされるべきである。

明らかに、バーヒル事件(前出二二八頁)以来、ショックに対する責任の基準は、ショックによる侵害の予見可能性である。

傍観者が、自己の五感で自分の子供が危険にさらされていることを見聞することでショックを受けた母親であるなら、傍観者自身が直接危険にさらされなくとも、傍観者は過失ある者により損害を賠償されうる。

しかしながら、本件におけるショックは、損害の項目となるには、原因と結果が離れ過ぎていると思う。タクシーを後退させることが七〇ヤード離れた母親に恐怖を与えるとタクシー運転者が予見することは、合理的に期待されえない。

六 ボードマン対サンダースン事件(原告勝訴)「一九六一年二月七日、イギリス控訴院判決」(Boardman v. Sanderson [1964] 1 W. L. R. 1317)

(1) 事実関係

被告とその友人である原告(父と息子)は自動車修理工場に車を取りに行った。原告(父)が自動車修理工場の事務所にい

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

る時に、被告が受け取った車を後退させる際に過失があり、原告(息子)の足をひいた。被告は、不注意な運転が少年に傷害を生じさせるであろうことを知っていた。また、被告は、少年の父が少年の声を聞こえる範囲にいたことも知っていた。更に、被告は、息子の叫び声を聞いた父が息子に何が起ったかを見に来ることも知っていた。そして、実際、近くにおいて息子の叫び声を聞いた父は、息子を助けに来た。そこで、父は息子に生じたことを目撃してショックを受けた。原告は、被告を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起した。第一審では、原告の損害賠償請求が認められた。これを不服とする被告が、控訴院に上訴した。

(2) 判決及びその要旨

被告の上訴棄却。原告勝訴。

(i) オームロッド判事 (Ormrod L. J.)

被告の責任は、事故が原告によって目撃されたか否かに左右されるものではない。

子供に対して傷害が生じた場合に、被告は、子供に対してのみならず、音の聞こえる範囲内において事故現場にやって来そうであると被告が認識している子供の近親者に対しても義務を負っている。

(ii) デヴリン判事 (Devlin L. J.) 及びダンクワーツ判事

(Danckwerts L. J.) も右の判決に同意した。

七 チャドウィック対英国鉄道公社事件(原告勝訴) [一九六七年五月二日、イギリス高等法院女王座部判決] (Chadwick v. British Railways Board [1967] 1 W. L. R. 912)

(1) 事実関係

原告の自宅から二〇〇ヤードほど離れたところで、夕刻、九〇人の死者を出した大きな鉄道事故が、被告の過失によって生じた。事故の知らせを聞いた原告の夫は、救助のために、すぐに事故現場に赴いた。原告の夫は、翌朝まで、救助活動をした。事故現場は非常に悲惨な状況を呈していた。事故以前、原告の夫は、陽気で、事業もうまくいっていた。事故後、原告の夫は、事故現場での体験でのショックの結果、精神神経症を患い、六か月間精神病院に入院し、健康を損なった。原告の夫は、もはや、以前に興味を抱いていたことに興味を抱かなくなり、働くことができなくなった。原告の夫は、事故とは関係のない原因で死亡した。

原告は、死亡した夫の人格代表者として、身体傷害を理由として、損害賠償請求訴訟を提起した。

被告は、鉄道事故が被告の過失によって生じたことは認め

たが、原告に対する責任は否定した。

(2) 判決及びその要旨

原告勝訴

ウォーラー判事 (Waller J.)

自らの安全または子供の安全に対する恐怖以外で生じたショックに対して損害賠償金を得ることに反対する法原理を知らない。侵害を生じさせる、自らかまたは子供に対するショックは、損害賠償請求の対象となりうる。

ショックによる侵害が予見可能であることが必要である。本件においては、そのような侵害は予見可能であった。

自らの過失で乗客を危険にさらした被告は、ある者が、乗客を救助しようとし、救助の過程でその者が侵害を被るであろうということを予見すべきであった。

救助の可能性が生じたなら、正確な救助の方法は重要なことではない。本件においてはショックが予見されたこと及び救助が予見されたことを示すことで十分である。

八 ヒンツ対ベリー事件(原告勝訴) [一九七〇年一月一六日、イギリス控訴院判決] (Hinz v. Berry [1970] 2 Q. B. 40)

(1) 事実関係

原告は、夫及び子供たち（うち四人は里子）と共にドライブに出掛け、その帰りに事故に会った。原告の夫は、待避所に止めた車の後部で、お茶の用意をしていた。原告は、子供の一人を連れ、道路の反対側で花を摘んでいた。その時、被告が運転する制御がきかなくなった車が、原告の夫および子供たちに衝突した。原告の夫は、重傷を負い、数時間後に死亡した。子供たちもほとんど負傷した。原告は、衝突の音を聞き、振り返り、惨事を目撃した。このような惨事を目撃したショックから、原告は、病的な抑うつ状態となった。

原告は、被告を相手取って、一八四六年致命的事故法に基づいて原告並びに原告の子供たちのために、及び、原告が被った身体傷害を理由に、損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審裁判官は、一八四六年致命的事故法に基づき一五、一〇七ポンド、および、「ナーヴァス・ショック」を理由として四、〇〇〇ポンドの損害賠償金を与えた。

被告は、「ナーヴァス・ショック」を理由とする四、〇〇〇ポンドは高過ぎるとして、控訴院に上訴した。

(2) 判決及びその要旨

被告の上訴棄却。原告勝訴。

(i) テニング記録長官判事 (Lord Denning M. R.)  
過去二五年の間、少なくとも近親者に対する事故を見るに

とによって生じた「ナーヴァス・ショック」を理由に損害賠償金が与えられるということは、確定していることである。

イギリス法では、人の死により生じた深い悲しみや心痛を理由として、損害賠償金は付与されない。子供に対する心配、財政的なストレス、新しい生活に順応することの困難さ、を理由とする損害賠償金は与えられない。しかしながら、被告の義務違反から生じた精神的ショック、医学上の用語で言えば、認識できる精神医学上の疾患を理由として、損害賠償金を得ることができる。

裁判所は、損害賠償金を与えることができない深い悲しみや心痛と、損害賠償金を与えることができる精神的ショックすなわち精神医学上の疾病との区別をしなければならぬ。このような区別をする方法は、例えば、原告が五〇マイル離れたときに原告の夫が事故で死亡したなら、原告はどれ程のショックを被ったであろうかということを考え、それと、事故現場に居合わせたためあらゆるショックを被った原告とを比較することである。原告は事故現場に居合わせる以上にショックを被ったということを、証拠は示している。

控訴院は、第一審の損害賠償金の算定が完全に誤っている場合にしか、その算定に介入することはできない。

(ii) ピアスン判事 (Lord Pearson) 及びサー・ゴールドン・

ウィルマー判事 (Sir Gordon Wilmer) も右の意見に同意した。

九 チェスター対ウエーヴァリー市事件 (原告敗訴) 一九三九年六月六日、オーストラリア連邦最高裁判所 (High Court of Australia) 判決] (Chester v. Waverley Corporation (1939) 62 C. L. R. 1.)

(1) 事実関係

被告市当局が公道上に掘った深い溝に水が溜まっていた。溝の周囲には、横棒で柵が作られていた。しかし、子供は容易にその柵の下をくぐり抜けることができた。原告の子供が遊びに出掛け、水の溜まっている溝に落ちた。原告 (少年の母) は、子供が帰って来ないので、子供を捜しに行った。その後、他の人々も加わった捜索は、数時間続いた。水の溜まった溝から、少年の死体が発見された。少年の死体が発見されたとき、原告は、その場に居合わせた。そのことで、原告は、重大な精神的ショックを受けた。原告は、被告市当局を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起した。

第一審裁判官は、原告の訴えを却下した。ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所合議法廷 (Full Court of the Supreme

Court of New South Wales) は再審理の申立てを却下した。原告は、オーストラリア連邦最高裁判所に上訴した。

(2) 判決及びその要旨

上訴棄却。(多数意見—Latham, Rich, Starke 各判事。少数意見—Evatt 判事。)

(i) ハザム長官 (Latham C. J.)

原告は勝訴するためには、被告が原告に対して負っている注意義務に違反したことを立証しなければならない。そのような義務違反があれば、その義務違反の直接の結果に対して、たとえその結果が予期されえなかつたとしても、責任がある。市当局は、公道の利用者に対して、蓋のされていない溝があることによつて公道の利用者が侵害を受けまいよう合理的に注意する義務を負っている。

市当局は、事故が起こった溝をその様な状態にしていたことで、少年に対して、ネグリジェンスの責任を負っていた。しかし、本件において、原告は、原告に対して負っている被告の義務、及び、そのような義務の違反を立証しなければならない。

本件において、決定されるべき問題は、関連ある義務の定義並びにその範囲及び広がりに関する問題である。過失がなければ (注意義務に違反していなければ)、なんらかの義務の

存在を立証するために、結果の発生に依拠することはできない。本件において、原告が実際にショックを受けた状況は、被告の義務の存在、あるいは、被告による義務違反、を立証していない。

原告が子供の死体を見たことから受けたショックは、被告の合理的な予見の範囲内にあるとみなされるべきではない。

(ii) エヴァット判事 (Gat) — 少数意見

合理的な人なら、溝を適切に監視していないことで、特に水が溜まり近くに砂がある場合、溝が近くの子供にとって非常に魅力ある場所となることを予見するであろう。合理的な人なら、子供がしばしば路上で遊び、溝に水が溜まっていることを考えに入れば、子供が溝に落ちるであろうことを予見するであろう。更に、合理的な人なら、子供が特に危険な場所に行った場合、子供の親が子供を捜しに行き、あるいは、子供を助けに行き、そうすることで、親自身が精神的ショックによる侵害を被るかもしれないことを予見するであろう。

十 ベンソン対リー事件(原告勝訴)「一九七二年四月二一日、オーストラリア、ヴィクトリア州第一審裁判所 (Supreme Court of Victoria) 判決」(Benson v. Lee [1972] V. R. 879)

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

(1) 事実関係

原告の子供が公道上で車にはねられ意識不明になった。原告であるその子供の母親は、事故現場から約一〇〇ヤード離れた自宅の台所に居た。彼女は、事故を見もしなかったし、事故の音を聞きもしなかった。事故に会った子供の兄が、事故を目撃し、家に走って帰り、母親に弟が事故に会ったことを告げた。彼女は、事故現場にかけつけ、子供が路上に横たわり意識不明であるのを見た。ほどなく、救急車が来て、少年を病院へ運んだ。原告も救急車に同乗し病院に行った。病院で、原告は、子供が手当のために運ばれて行くのを見た。その後ほどなく、原告及びその夫は、子供が死んだことを知らされた。原告は、「ナーヴァス・ショック」を理由に、被告を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起した。原告は、事故の以前から、ストレスあるいはショックで精神的疾患にかかりやすかった。

(2) 判決及びその要旨

原告勝訴

ラッシュユ判事 (Lush J.)

重要なことは、原告が侵害を受けた者を助けに行くと思われるであろう者であり、その結果、ショックを受けるかあるいは精神的疾患にかかるであろうと予期される者であった

といふことである。最近までは、例えばヒンツ事件(前出三二頁)におけるデニング記録長官判事(Denning M. R.)のように、「事故を見ること」によって生じた「ナーヴァス・ショック」の場合のみに、原告は損害賠償金を得ることができるといふ制限があつた。「事故を見ること」は、ヒンツ事件の事実關係には適切な表現であつたが、しかし、現時点で必要とされていることは、一つの完全な出来事としての事故を構成するいくつかの出来事を直接認識することであり、このことには、例えば衝突や爆発を見聞しなかつたとしても、事故の直接の余波(immediate aftermath)を見ること、を含む。そのような要件の中で重要な点は、究極的な出来事、すなわち、死の結果の悲嘆とは区別されるショックあるいはショックを生じさせる体験された出来事が存在しなければならぬことである。

ショックの影響を受けやすい(susceptibility)といふ問題は、「ナーヴァス・ショック」の事件において、特に重要性はなく、有形的侵害の事件における影響の受けやすさ(predispotion)と同様に扱われるべきである。

十一 アブラムジック対ブレナー事件(原告敗訴)「一九六七年二月二月、カナダ、サスカチワン州控訴院(Saskatchewan Court of Appeal)判決」[Abramzik v. Brenner (1967) 66 D. L. R. (2d) 651]

### (1) 事実關係

被告は、原告の子供三人を乗せて、教会に行く途中で事故を起こした。被告の車が踏切にさしかかった時に、被告が接近してくる貨物列車に気付かなかつたために、事故が起つた。貨物列車に気付かなかつたのは、被告の過失によるものであつた。事故の結果、原告の三人の子供のうち二人が死亡し、他の一人は重傷を負い病院に運ばれた。近くの駅で事故を知つた原告の夫は、すぐに事故の起つた踏切に行つた。そこで、原告の夫は、二人の子供が死んだことを知り、直ちに帰宅し、妻(原告)に事故を知らせた。二人の子供が死んだことを聞いた原告は、精神的ショックを受け、そのことで神経衰弱にかかつた。

原告が被告を相手取つて起こした訴えに対して、第一審における裁判官シロア判事(Sirois J.)は、原告に対して精神的ショックおよびショックに起因する疾患に対する損害賠償金を与える判決を下した。被告は、同判決を不服とし、上訴した。

### (2) 判決及びその要旨

上訴認容 (Culliton Woods Brownridge 各判事)

カリトン判事 (Culliton C. J. S.)

現在では、「ナーヴァス・ショック」は損害賠償金が与えられることもあるし与えられないこともある身体傷害の一形態である、と言うことができる。損害賠償金が与えられるか否かは、それぞれの事件の状況に左右される。

過失ある行為の結果、原告が被った有形的侵害から生じる以外の「ナーヴァス・ショック」は、独自の不法行為 (stand-alone tort) である。バーヒル事件 (前出二八頁) において貴族院が定立した基準は、原告は、「ナーヴァス・ショック」を理由とする損害賠償請求訴訟で勝訴するためには、被告が自己の行為の結果として (有形的侵害とは全く異なる) 精神的ショックを生じさせることを、合理人として予見すべきであったことを立証しなければならない、ということである。

本件において、原告が受けたショックが、合理人としての被告が、被告の行為の結果として、予見すべきであったショックであることを、原告は立証していない。

十二 マーシャル対ライオネル・エンタープライズ会社事件 (被告の申立て却下) [一九七二年一月九日、カナダ、オンタリオ州地方裁判所 (Ontario High Court) 決定] (Marshall v. Lionel Enterprises Inc. (1972) 25 D. L. R. (3d) 141)

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

Lionel Enterprises Inc. (1972) 25 D. L. R. (3d) 141

### (1) 事実関係

原告(夫)は、被告Aによって作られ、被告Bによって販売されたスノー・モービルを操作中に、被告Cが製造したスノー・モービルのクラッチが破損し、重傷を負った。近くにいた原告(妻)は、負傷した夫を見て、そのことで精神的ショックを受けた。

原告が提起した訴えに対して、被告Aは、冒頭申立書 (statement of claim) によって、生じる法的問題の決定、及び、原告(夫)が重傷を負った事故の余波を目撃したことで被った精神的ショックに基づく原告(妻)の請求を削除させる命令、を求める申立てをした。

### (2) 決定及びその主たる理由

被告の申立てを却下

ヘインズ判事 (Haines J.)

単なる侵害の予見ではなく精神的ショックの予見が基準である、ということが論理的であり当然であるように思われる。精神的ショックが有形的損害に帰着することもあるし、有形的侵害が、しばしば、精神的ショックに帰着することがあるが、これら二つは、不可分であるほど密接に関連しては

いない。精神的ショックの予見可能性は、有形的侵害の予見可能性が生じるのと同じ事実から生じることもあるし、完全に異なった事実から生じることもある。一方の型の損害の予見可能性が、他方の型の予見可能性から、自動的に想定されるということはありえない。したがって、基準は、精神的ショックそれ自体の予見可能性でなければならない。

他人に対する精神的ショックがある行為の起りうる結果として予見される場合には、そのような精神的ショックを生じさせない義務が存在すべきである。我々の知識は、絶えず、広がっているので、注意義務の範囲は、それに従って、拡大しなければならない。

「ナーヴァス・ショック」を理由に損害賠償金を得るために原告が占めなければならない状況に対して、法があらかじめ制限を加えることはない。

十三 デイロン対レッグ事件(原告勝訴) [一九六八年六月二一日、アメリカ、カリフォルニア州最高裁判所 (Supreme Court of California) 判決] (Dillon v. Legg (1968) 29 A. L. R. 3d 1316)

### (1) 事実関係

原告は、原告の子が交差点を渡るときに被告の過失ある運転によってひき殺されるのを目撃した。原告は、子が殺されるのを目撃したことから受けたナーヴァス・ショックを理由に、被告を相手取って、損害賠償請求訴訟を提起した。

被告は、原告自身の安全に対する恐怖から生じるショックでないかぎり訴訟原因は存在しない、と主張した。

第一審裁判所は、被告の主張を認めた。原告は、同判決を不服とし、カリフォルニア州最高裁判所に上訴した。

### (2) 判決及びその要旨

原告の上訴認容(多数意見—Tobriner, Peter, Mosk, Sullivan, 各判事、少数意見—Traynor, Burke, McComb, 各判事)。

#### トブリナー判事 (Tobriner J.)

第三者に対する不法行為による死または傷害を加えることを目撃することで、奇与過失が当該第三者に対する不法行為者の責任を妨げる場合、その事故を目撃することから生じる精神的ショックから生起する有形的侵害を理由として損害賠償金を得ることはできない。精神的ショックから生じる有形的侵害を理由とする損害賠償金を得ることができるのは、被告の責任または過誤が裁判上認められた場合である。原告自身が危険な範囲にいることは必要ではない。

被告が、普通人として、そして、あらゆる状況のもとで、

通常の人間が実質的な侵害を被るのに十分なだけの、原告に對する恐怖あるいはショックを予見すべきであつた場合に、損害賠償金は付与される。

予見可能性の要因を判断する際、裁判所が考慮しなければならぬ要因は、原告と事故現場との距離、原告が事故をどの様にして知つたかということ、原告と犠牲者との関係の緊密さ、である。

本件においては、原告は、死亡した子供の母であり十分に近接性を有しており、事故を直接目撃した。事故は、被告の過失によるものである。原告は、その結果、損害を被つた。

(以上 佐野 隆)

### 第三 解 説

マクロクリン対オプライエン事件貴族院判決の概要は、ここにおいて引用されたイギリス、オーストラリア、カナダ、アメリカの関連諸判例とともに、以上にかなり詳細に紹介された通りである。本解説では、被告の過失ある行為から生じる事故を見聞しない原告が被つた「ナーヴァス・ショック」を理由とする損害賠償請求を認めた同判決が、いかなる評価を受けているのかについて各国の法律雑誌に掲載された四編の評釈〔評釈者は、ストリート、カーン、ハンドフォード、及び

過失による「ナーヴァス・ショック」に對する賠償責任(矢頭)

テフ)<sup>(1)</sup>を主たる拠り所として検討を加えることとする。

#### 一 本判決の論理構造

本件上訴における争点は二つあつた。第一の争点は、被告は原告に對して注意義務を負つていたか否か、すなわち、原告が被つた侵害が予見可能であつたか否か、という点である。もう一方の争点は、仮に被告が原告に對して注意義務を負つている場合に、何らかの政策的考慮により被告の責任の範囲が制限されるべきか否か、という問題である。

第一の争点に関しては、五人の裁判官全員が、この点に關する控訴院判決と同様、原告が被つた侵害は予見可能である、と判示した。しかし、五人の裁判官の意見が一致したのはこの点に關してまでで、第二の争点である政策的考慮による責任の制限に關しては、五人の裁判官の意見は異なるものであつた。以下、第二の争点を中心に意見の相違点を対比しつつ、各裁判官の推論を概括する。

ウィルバークフォース判事は、本件事実關係が、「ナーヴァス・ショック」に關する諸事件、特に、二つの事件、すなわち、チャドウィック事件<sup>(2)</sup>及びベンスン事件<sup>(3)</sup>に對して認められた法原理の範囲内にあるとし、原告に對する被告の注意義務の存在を認めた。しかし、同判事は、政策的考慮を理由に、

被告の責任を既に認められている範囲以上に拡げることには反対した。政策的考慮による責任の制限が必要であることの一般的な理由として、同判事は、四つの理由を挙げている。すなわち、①訴訟の増大、②被告の過失に対して不釣り合いな責任を課すことによる被告に対する不公平さ、③立証の困難さからくる訴訟の長期化、④責任の範囲の拡張は裁判所ではなく立法府の役割である、という四つの理由である。そして更に、「ナーヴァス・ショック」を理由とする訴えに特有な性質から発生する政策的考慮事由を三項目に分け、責任の範囲の制限を設けている。第一の項目は、損害賠償請求ができる人の範囲である。この点について、ウィルバーフォース判事は、諸先例から、近親者の請求は認められるが通常の傍觀者のは認められない、そして、これら両極の間に位置する者の請求は他の二項目の要素を考慮に入れて決定されるべきであるとの考えを示した。第二の項目は、事故との近接性である。この点に関しては、時間的にも空間的にも密接であることを必要としている。そして、ウィルバーフォース判事は、事故の直接の余波に出くわすことで事故との近接性が満たされると考えた。第三の項目は、精神的ショックを生じさせる方法である。この点に関して、請求が認められるには自己の五感により知覚したことから精神的ショックが生じなけ

ればならないと結論付けた。このように、ウィルバーフォース判事は、「水門論」(floodgates argument)に代表される「不確定の人々に対する不確定の期間にわたる不確定の量の責任」を負わせることとなる義務の拡大に対して、政策的考慮による制限を加えようとした。

これに対して、ブリッジ判事は、合理的に予見可能な精神的ショックはすべて損害賠償請求可能であり、政策的考慮により被告の責任を制限することは必要ない、と考える。同判事は、ウィルバーフォース判事が政策的考慮による責任の制限の必要性の根拠に挙げた四つの一般的な理由を認めなかった。ブリッジ判事は、責任の判断基準が唯一合理的予見可能性であるという結論を出すのに、二つの相反する考慮事由、すなわち、判断基準は、唯一合理的予見可能性のみなのか、あるいは、合理的予見可能性に加えて、ウィルバーフォース判事が「ナーヴァス・ショック」を理由とする訴えに特有な性質から発生すると考えた三つの項目を含ませるべきか、を較量した。判断基準が唯一合理的予見可能性のみの場合には、法に不確実性という要素を持ち込むことになるが、一般に主張されている「水門論」は誇張されており心配の必要はないとの考えを示した。他方、判断基準に三つの項目を加えると、そのことにより専断的な責任限定を生み出すことになり、不

正義が生じさせられる、と主張する。結局、ブリッジ判事は、合理的予見可能性の程度の判断にとって三つの項目は重要な要因であることを認めながらも、責任の判断基準は唯一合理的予見可能性であるとした。

スカーマン判事は、理由は異なるが、ブリッジ判事と同様に、政策的考慮により被告の責任の範囲を制限することに反対した。その理由として、裁判所と立法府という二つの法定立機関におけるそれぞれの機能の違いを挙げた。すなわち、スカーマン判事によれば、裁判所の機能は既存の法原則から事件に判決を下すことであり、法原則を形成することとされる<sup>10</sup>。そして、社会的、経済的、財政的政策を含む、どこに境界線を引くべきかという政策の問題は、裁判所が判断を下すのに適した問題ではなく、裁判所が判断を下さないことでは社会的に望ましくない結果が生じるなら、まさにそのような問題は立法府が解決すべき問題であるとした<sup>11</sup>。この「どこに境界線を引くべきか」という政策の問題は裁判所の判断になじまない<sup>12</sup>というスカーマン判事の意見は、エドモンドデービス判事によって強く反論されている。

エドモンドデービス判事は、ウィルバーフォース判事と同様に、政策的考慮により被告の責任を制限することが必要であると考へた。しかし、エドモンドデービス判事は、「水

門論」に示される危険に対しては否定的な態度をとる一方、ブリッジ判事が考へたような予見可能性が唯一の基準であるという考へにも反対した。エドモンドデービス判事は、原告が被った損害が予見可能であっても、被告が主張する政策的考慮事由により原告の請求が否定されることがある場合を認めた。すなわち、エドモンドデービス判事は、スカーマン判事の政策の問題は裁判所の判断になじまないという意見は何の先例もない驚くべきほど新奇な考へであり、ロンドン事件<sup>13</sup>、ドーセット・ヨット事件<sup>14</sup>、及びヘリントン事件<sup>15</sup>等の最近の貴族院判決に従えば、「政策の問題は裁判所の判断になじむものである」とした。ところが、公序は常に一定不変であるわけではないので、政策的考慮による責任の範囲の限界を決めてしまうことはできないとした<sup>17</sup>。

ラッセル判事は、スカーマン判事およびブリッジ判事とは異なり、政策的考慮による責任の範囲の制限について否定的な態度を採らなかつた。すなわち、ラッセル判事は、「適切な事件においては、政策を裁判所の決定における特色となりうる何らかのものともなせる」ことを認めた。しかし、この分野において、仮定の事件に対して予め政策的考慮による解答や指針を用意することは益よりも害の方が多し、ウィルバーフォース判事とは異なり、具体的な項目を挙げることは

しなかつた。

## 二 評釈

以上のようないくつかの異なつた意見を含む貴族院判決に対する評価として、各評釈者は次のように述べている。

まず、ストリートは、本件貴族院判決は、事故を見聞きしない者が被つた「ナーヴァス・シヨック」を理由とする訴えが認められることを厳然と確定させた点で、それ自体に重要性を見出し出している<sup>(19)</sup>。そして、各裁判官の意見の相違を誇張すべきではなく、また、貴族院判決はこの分野の法を弁護の余地がない程の不確実な状態のままにしたわけではない、とする<sup>(20)</sup>。すなわち、ストリートの解釈によると、すべての裁判官は、原告と被告との関係、事故現場と原告の居場所との関係、原告が事故を知るにいたる方法、これらの要因が、各裁判官の意見の間にはニュアンスの差はあるにせよ、結局は、重要な要因である、という点で一致している。したがって、後に述べられる未解決の問題は残るものの、この分野における不確実な領域は、今ではそれ程広くはなく、例えば、見知らぬ者に対するぞつとする事件の新聞記事を読んで被つたナーヴァス・シヨックを理由として損害賠償金を得ることはできないことがはっきりしたとし、同判決に一定の評価を与

えている。また、政策的考慮に関しては、政策的考慮は裁判所が関与すべきではない事項であるという意見を採らなかつた四人の裁判官は、法の確実性、予測可能性を未確定であまいなものに取つて代えたこと、論理を便宜主義の犠牲としたこと、及び立法院の役割を犯したことで、批判されるべきではないとした<sup>(23)</sup>。

次に、カーンは、本判決が、ベンスン事件判決(前出三二五頁)においてラッシュ判事が示した「ナーヴァス・シヨック」の事件におけるいわゆる「余波の法理」(aftermath doctrine)を明らかに受け入れることで、今までイギリスの裁判所が認めていなかった範囲にまで責任を広げ、この分野の法を一步進めるものである、と評し、この拡大を歓迎している<sup>(24)</sup>。政策的考慮に関して、カーンは、第二次世界大戦後、裁判所が決定を下す際に政策的考慮が重要な役割を果たしてきたことを認める一方で、同じ事実関係に公序に関する同一の原則を適用しても、裁判所が異なれば異なる結論に達するものであるとし、本件判決がその好例であると見ている<sup>(26)</sup>。すなわち、損害が合理的に予見可能であることを認めた控訴院判決においては、判決を述べた二人の裁判官は政策的考慮に基づいて被告の責任を制限したが、その推論は異なるものであった。更に、貴族院判決では、政策的考慮による被告の責任の範囲

の制限を一般的には認めることができるとした裁判官でさえ、本件においては、控訴院の両判事とは異なり、政策的考慮による被告の責任の範囲を制限することに反対した。その上、政策的考慮に関する裁判所の役割について、スカーマン判事とエドモンドデーヴィス判事の意見が真つ向から対立していることで顕著に示されるように、貴族院における各裁判官の意見は一致するものではなかった。これらのことから、カーンは、「政策」とは一箱のリングゴのように思われ、好きなのを取り出せる」と評している。また、貴族院判決は、裁判所が境界線を引くべきか否かという問題を解決していない点はあるものの、五人の裁判官全員が、水門論を放棄したことは歓迎できるとした。結論として、カーンは、この分野の法を統合し時代に適つたものにするために、スカーマン判事の意見が受け入れられ、包括的な立法がなされるべきであるとしながらも、「余波」の法理を承認した貴族院判決を全般的に肯定的に評価しており、同判決が多くの法域において長い間待ち望まれていた先例となると評している。

テフは、政策的考慮の役割及び合理的予見可能性に対する政策的考慮の關係に関して、本件判決の意見が異なっているために、マクロクリン事件判決が将来の事件に対してどのような影響を与えるかを予測するのは困難であるとしながら

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(矢頭)

も、ウィルバーフォース判事を除く四人の裁判官は、意見の大幅な相違にもかかわらず、全体的な傾向としては、「ナーヴァス・ショック」を理由とする責任を拡大する見解に対して好意的な態度をとった、とみている。精神医学上の知識を取り入れることで、テフは、マクロクリン事件判決が政策的考慮による被告の責任の範囲を制限する場合の基準を厳格に定めることなく、更に、水門論を否定的に取り扱ったことに對する心配は無用なものであると、同判決に一定の評価を与えている。すなわち、精神医学上、ショックにさらされた者が示す情緒上の反応には、第一次的反応と第二次的反応があり、第一次的反応は、恐怖心、怒り、悲しみといった通常持続性のないものであり、第二次的反応は、客観的に決定することができざる徴候によって示される通常は有形的な侵害に帰着するものとされている。そして、テフは、大雑把に言えば、第一次的反応を理由とする訴えにおいては損害賠償請求は認められず、第二次的反応を理由とする訴えにおいては損害賠償請求は認められる、と分析している。したがって、マクロクリン事件判決は、訴訟の増大を引き起こすことなく、特にブリッジ判事がその判決の冒頭で提示した困難(前出八九頁)を解決しうるものである、としている。

ハンドフォードは、ショックを理由とする責任の基準に関

連して、かかる基準は、バーヒル事件貴族院判決(前出二二八頁)によつて暗示され、キング事件判決(前出二二九頁)におけるデニング判事によつて支持され、最終的にはワゴン・マウンド号事件判決<sup>34)</sup>で決定的に表明された、ショックによる原告に対する侵害の予見可能性である、という重要な一般的法原理を貴族院判決が確認したことを取り上げている。この予見可能性に関して、ハンドフォードは、通常問題となるのは、特定の結果が被告の立場におかれる合理人によつて予見可能であるか否かであるとし、第一審裁判官および控訴院のステイヴンソン判事はこれとは異なつた基準、すなわち、合理的な傍観者の基準を導入しようとし、貴族院においてはラッセル判事が同じ誤りを犯している、と評している<sup>35)</sup>。次に、ハンドフォードは、ウイルバーフォース判事とブリッジ判事のチェスター事件判決(前出二三四頁)に対する見解の違いに関して、チェスター事件はその事実関係に基づいて正当化されうるが時代遅れの判決であるというウイルバーフォース判事の見解よりも、同事件で少数意見を述べたエヴァット判事の意見が「完全に説得力がある」とするブリッジ判事の見解が、裁判所の支持を得るであろうとの考えを示している。更に、ハンドフォードは、スカーマン判事、ブリッジ判事らが強調した立法との関係で、チェスター事件判決の結果制定

されたニュー・サウス・ウェールズ州の法律<sup>37)</sup>および他の二地域の法律を引き合いに出し、二つの点を指摘している<sup>38)</sup>。第一点は、制定法においては、親または配偶者は、事故の犠牲者に対する注意義務さえ存在していれば、事故または事故の余波を目撃する必要もなく、さらに、親または配偶者に対する注意義務を立証することなしに、損害賠償金を得ることができるので、この点に関しては、マクロクリン事件判決の後でさえ、制定法が一步進んでいるということである。第二の点は、親または配偶者以外の家族の場合は、制定法においては、それらの者の見聞きできる範囲内で事故が生じた場合にしか損害賠償金を得ることができないので、マクロクリン事件判決にかんがみると、制定法は不必要な制限を課しているように思われる、ということである。そして、損害賠償金を請求できる人の範囲に関するハンドフォードの解釈は、事案に応じて請求できる人の範囲に柔軟性を持たせようとするエドマンドデーヴィス判事の見解は、救助者を例外として、通常の傍観者に損害賠償請求を認めさせないとするウイルバーフォース判事及びブリッジ判事の同意を得られていない、と解釈している<sup>39)</sup>。政策的考慮に関して、ハンドフォードは、政策に対する近年の裁判所の態度を考えると、政策が一定の役割を演じていることを否定する裁判官がいるのは驚くべ

きことであるが、各意見を吟味してみると、意見間の相違は見かけほど大きなものではないとする。すなわち、ハンドフォードは、スカーマン判事は、損害賠償請求の範囲を制限する境界線を引くことは裁判所よりも国会の方が容易である、というブリッジ判事に同意しているに過ぎず、また、同判事はネグリジェンスの事件における政策の問題の関連性を否定しているわけではないと分析し、この政策的考慮についての意見の相違のために、ショックを理由とする責任についての重要な事件を疊らせてはならないとした。<sup>41)</sup>

### 三 本判決の影響と残された問題点

本判決の明白な判決理由 (ratio decidendi) を確定することは、各裁判官の意見の相違のため、容易ではない。将来の事件において裁判所は、ブリッジ判事によって述べられた原則に従い、予見可能性の基準の適切な適用方法を示したブリッジ判事の例を指針として判断を下すべきなのか、あるいは、ハンドフォードが主張するように、スカーマン判事の支持によって補強されたブリッジ判事及びウィルバーフォース判事のアプローチに従い判断を下すべきなのか、定かではない。しかし、本判決は、責任の基準は合理的予見可能性であり、被告の注意義務は、単に、路上あるいはその近辺の者または

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任 (矢頭)

財産の所有者に限られる、という制約を取り除き、被告の責任の及ぶ範囲を、ウィルバーフォース判事が挙げた三項目、すなわち、損害賠償請求可能な人の種類、事故との近接性、及び事故を知るに至る方法を考慮することによって定める、ということを明確にしたといえる。しかも、同判決が、いわゆる「余波の法理」を積極的に承認したことにより、この分野の法が一步前進したといえる。しかしながら、被告の責任の範囲を定める際に、上記三項目を考慮に入れても、明確な指針が示されていないので、未確定な領域が残る。すなわち、損害賠償請求可能な人の種類については、ウィルバーフォース判事の判決の中で示されているように、事故の犠牲者と血縁関係のない者の取り扱いが問題となる。<sup>42)</sup> この点について、テフは、「関係の近さ」は、単に特定の家族関係に限られるべきではなく、事実上の親密さによって判断されるべきである、と主張している。<sup>43)</sup> また、事故との近接性及び事故を知るに至る手段に関しては、本判決が「余波の法理」を認めたこと、及び、近年の情報伝達手段の進歩によって、多くの問題が生じるであろうことが予想される。その具体例を示すと、ウィルバーフォース判事及びブリッジ判事が指摘しているように、新聞等による報道から、あるいは、テレビの生中継、同場放送による惨事を目にする事から、ショックを被った場

合がある。このことに関連して、テフは、事故を直接目撃するよりも惨事の話聞き実際よりも悲惨な様子を想像することでショックを被ることがあるという医学的根拠に基づいて、事故現場に居合わせること、あるいは、事故の余波を含めて事故を目撃することの必要性に疑問を投げかけている。さらにまた、真実でない悪い知らせを誤って伝えられたことから生じるショックが、この範囲に入るのか否かという問題も生じる。このように、責任の範囲を定める指針を明確に示さなかつたことで、未確定な領域は残るが、厳格に責任の範囲の境界線を引かなかつたことで、不正義を防ぐこともできる。結局は、これら未確定な領域に関しては、個々の事件の事実関係に則して、事件ごとに、裁判官の良識によって判断が下されるであろう。そして、確実性の程度がより強く求められる場合は、オーストラリアにおいて法律が制定された方向で、立法により確実性が得られるであろう。

#### 四 むすび

近年のネグリジェンス法において決定的な意味を有する判決は二つある。一つは、ダナヒュー対ステイヴンソン事件<sup>(48)</sup>におけるアトキン判事の判決であり、他はアンズ対ロンドン・マートン市会事件<sup>(49)</sup>におけるウィルバーフォース判事の判

決である。これら二つの判決は、単に不法行為の中に新しい責任の項目を作り出したのみならず、そのような責任の項目を正当化する一般理論を示したのである。すなわち、アトキン判事の「隣人原則」及びウィルバーフォース判事の「二段階基準」である。「隣人原則」は、その原理の適用には当初消極的な傾向があつたが、ネグリジェンスにおける注意義務の存否を決定する一般的基準を定立したものとされている。一九七〇年代初めまでには、「隣人原則」は、既存の責任のカテゴリーを無視することなしに、新しい責任のカテゴリーを開く先例、あるいは、ネグリジェンス法を完全に「限界のない」ものとして扱う先例であるとされてきた。しかし、一九七〇年代終わりまでには、責任を課すことに関して政策的考慮が大きな比重を占めるようになった。このことを明確に示しているのがアンズ事件判決におけるウィルバーフォース判事の「二段階基準」である。「二段階基準」は、第一段階で認められた一応の注意義務に対して、第二段階で政策的考慮による義務の否定、縮減または限定という安全弁を設けることで、従来予見可能性の基準を無制限に適用することに消極的であつた領域、特に、ナーヴァス・ショックの領域と同様、経済的損失の領域で、予見可能性の基準の適用を可能にした。アンズ事件判決以後、「二段階基準」を適用することで、ネ

グリジェンスにおける注意義務の存在を幅広く認める傾向にあった。このような背景のもとで本判決が下された。この傾向は、純粹に経済的な損失を理由とする損害賠償請求を認めたジュニア書籍会社対ウィッチ会社事件判決<sup>(5)</sup>で頂点に達した。しかし、ナーヴァス・ショックを理由とする訴えにおいては、本判決に従い、注意義務の存在を広く認める判決が下される一方で、その他の領域においては、「二段階基準」を普遍的に適用することに反対する判決が続いている。

また、「二段階基準」は、それを適用することですべての裁判所が同じ結論に達することを意味しているのではない。このことは、まさに、マクロクリン事件における控訴院及び貴族院が「二段階基準」を適用して異なった結論を出した<sup>(6)</sup>ことと示されている。

いずれにしても、「ナーヴァス・ショック」を理由とする訴えにおける注意義務の存在の範囲を従来より広く認めた本判決が与える影響、及び、ウィルバーフォース判事の「二段階基準」を限定的に適用しようとする最近の傾向により同判決が受ける影響は、ウィルバーフォース判事の「二段階基準」自体に対する評価の変化をも含めて、今後の判例の蓄積を待たなければならぬ。

(以上 佐野 隆)

過失による「ナーヴァス・ショック」に対する賠償責任(失頭)

一三七

- (1) ① Harry Street, *Liability for Nervous Shock*, 34 Northern Ireland Legal Quarterly 53 (1983).
- ② A. N. Khan, *Liability for Nervous Shock by Negligence*, Anglo-American Law Review 263 (1983).
- ③ Peter Handford, *Shock and Policy: McLoughlin v. O'Brian*, 15 U. W. Ausl. L. Rev. 398 (1983).
- ④ Harvey Tefl, *Liability for Negligently Inflicted Nervous Shock*, 99 L. Q. R. 100 (1983).  
(以後各評釈は、それぞれ Street, Khan, Handford, Tefl によって引用する。)
- (2) [1981] 1 Q.B. 599 前出1七八頁。
- (3) 前出111頁。
- (4) 前出115頁。
- (5) [1983] A. C. 410, 421.
- (6) *Id.*, at 422.
- (7) *Per* Cardozo, C. J. in *Ultramares Corporation v. Touche* (1931) 174 N. E. 441, 444.
- (8) [1983] A. C. 410, 442.
- (9) *Id.*, *Id.*
- (10) *Id.*, at 430.
- (11) *Id.*, at 431.

- (12) Id., Id.
- (13) *Rondel v. Worsley* [1969] 1 A.C. 191.
- (14) *Dorset Yacht Co. Ltd. v. Home Office* [1970] A.C. 1004.
- (15) *Herrington v. British Railways Board* [1972] A.C. 877.
- (16) [1983] A.C. 419, 428.
- (17) Id., at 426.
- (18) Id., at 429.
- (19) Street, at 53.
- (20) Street on Tort, 7th. ed. (1983) at 105.
- (21) Id., at 105.
- (22) ストリーターは、ブリッジ判事の「合理的予見可能性」の概念は政策から区別するべきでないとの見なしてゐる。Street, at 54.
- (23) Id., at 54.
- (24) Khan, at 271.
- (25) Id., at 276.
- (26) Id., at 271.
- (27) Id., at 272.
- (28) Id., Id.
- (29) Id., at 275.
- (30) Id., at 276.
- (31) Teff, at 109.
- (32) Id., at 106.
- (33) Id., at 111.
- (34) *Overseas Tankship (U.K.) Ltd. v. Morts Dock and Engineering Co. Ltd. (The Wagon Mound)* [1961] A.C. 388, at 426 *per* Viscount Simonds.
- (35) Handford, at 403.
- (36) [1983] A.C. 420, at 439.
- (37) *New South Wales Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1944*, s. 4 (1).
- (38) Handford, at 405.
- (39) Id., at 407.
- (40) Id., at 409.
- (41) Id., at 410.
- (42) Winfield and Jolowicz on Torts, 12th ed., 1984, at 93.
- (43) Handford, at 401.
- (44) 同僚が職場で傷害を負うのではないかという恐怖心から受けたショックを理由として損害賠償請求が認められた事件として *Dooley v. Cammell Laird & Co. Ltd.* [1951] 1 Lloyd's Rep. 271. この「回事件は特異な事件と見られる」。Handford, at 406.
- (45) Teff, at 108.

- (46) *Id.*, at 107.
- (47) Winfield and Jolowicz on Torts, 12th ed., 1984, at 93.
- (48) Donoghue v. Stevenson [1932] A. C. 562. 「矢頭・研究」一頁以下参照。
- (49) *Ann v. Merton London Borough Council* [1978] A. C. 728. 「矢頭・研究」十四頁以下参照。
- (50) *Salmund & Heuston on the Law of Torts*, 19th ed., 1987, at 221.
- (51) *Junior Books Ltd. v. Veitchi Co. Ltd.* [1983] A. C. 520. 「矢頭・研究」六十九頁以下参照。
- (52) 被告の過失による出火により自己の住宅及び財産が焼失するのを目撃したところに住じたシヨックを理由とする損害賠償請求を認めた事件として *Atta v. British Gas plc.* [1988] Q. B. 304, C. A.; [1987] 3 All E. R. 455, C. A.
- (53) *Peabody Donation Fund v. Sir Lindsay Parkinson & Co. Ltd.* [1985] A. C. 210. (「矢頭・研究」一〇四頁以下参照。) *Investors in Industry Ltd. v. South Bedfordshire District Council* [1986] Q. B. 1034 (「矢頭・研究」一五二頁以下参照。); *Jones v. Stroud District Council* [1986] 1 W. L. R. 141; *Candlewood Navigation Corporation Ltd. v. Mitsui O. S. K. Lines Ltd.* (The Mineral Transporter) [1986] A. C. 1; *Leigh and Silivan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co. Ltd.* [1986] A. C. 785. (「矢頭・研究」一五五頁以下参照。)
- (54) *Salmund & Heuston on the Law of Torts*, 19th ed., 1987, at 224.

過失による「ナーヴァス・シヨック」に対する賠償責任(矢頭)